

(第一類 第一號)

衆第一回国会内閣委員会議録第一九号

(一一一)

昭和五十九年四月十九日(木曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君

理事 池田 行彦君 理事 戸塚 進也君
理事 深谷 隆司君 理事 宮下 創平君
理事 小川 仁一君 理事 松浦 利尚君
理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君
理事 石原健太郎君

大島 理森君

鍵田 忠三郎君

月原 茂皓君

林 大幹君

上原 康助君

元信 勇君

鈴切 康雄君

田中 慶秋君

三浦 久君

運輸大臣

國務大臣

内閣官房長官

國務大臣

内閣官房内閣審議室長

内閣法制局長官

内閣法制局第一部長

人事院総裁

人事院事務総局給与局長

内閣総理大臣官房管理室長

内閣総理大臣官

菊池 貞二君

委員外の出席者

厚生省年金局企画課長

厚生省援護局庶務課長

厚生省設置局業務第一課長

内閣委員会調査室長

出席委員

理事 池田 行彦君

理事 宮下 創平君

理事 松浦 利尚君

理事 和田 一仁君

理事 石原健太郎君

理事 奥田 幹生君

理事 菊池福治郎君

理事 二階 俊博君

理事 山本 幸雄君

理事 角屋堅次郎君

理事 渡部 行雄君

理事 山田 英介君

理事 柴田 越夫君

監修官

○片岡委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、運輸省設置法の一部を改正する法律案について
案を議題といたします。
本案に対する質疑は、去る十七日終局いたして
おります。
これより討論に入るのであります。討論の申
し出もありませんので、直ちに採決に入ります。
運輸省設置法の一部を改正する法律案について
採決いたします。

○片岡委員長 起立多數。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、
その第二点は、普通恩給等の最低保障額の増額
であります。
これは、長期在職の老人に係る普通恩給の最
低保障額を昭和五十九年三月から八十万六千八百
円に引き上げ、その他の普通恩給及び普通扶助料
の最低保障額についてもこれに準じて引き上げる
ほか、さらに、同年八月からは、長期在職者に係
る普通扶助料の最低保障額を五十三万三千五百円
に引き上げ、その他の普通扶助料の最低保障額に
ついてもこれに準じて引き上げようとするもので
あります。

○片岡委員長 次に、内閣提出、恩給法等の一部
を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を求めます。中西総理府総務長官。
元従軍看護婦の待遇に関する請願(鳴崎謙君紹
介)(第二九一四号)は本委員会に付託されました。

本日の会議に付した案件

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提
出)

恩給法等の一部を改正する法律案

仮定俸給の改善であります。

これは、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸給の格付を昭和五十九年十月から一号俸引き上げようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。
○片岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○片岡委員長 これより質疑に入ります。質疑の申出がありまつて、順次二

○角屋委員 私は、ただいま中西総務長官から提案理由の説明がございました恩給法等の一部を改正する法律案、この改正問題、あるいはそれに関係する諸問題について政府にお尋ねをいたしたいと思います。

ております。そういうことを前提に置きながら、一時十三分から若干時間御出席というふうに承っております。そういうことを認められた所定の時間の範囲内でお尋ね理事会で認められた所定の時間の範囲内でお尋ねをいたしたいと思います。

各位も御承知のように、恩給法の改善にいたしましても、あるいはこれに関連する国家公務員の共済あるいは地方公務員の共済、その他の関係する年金等の問題にいたしましても、公務員の給与の引き上げということに基本的にはかかわることが多いわけであります。残念なことに、政府としては諸事情があつたと思いますけれども、一昨年は人勧が凍結されるという事態がございまして、さらに昨年は、六・四七%の人事院の勧告があつたにもかかわりませず財政その他のことを理由にして二・〇三%平均ということで、我々から言え

そこで、まず内海人事院総裁にお伺いをいたしたいわけでございますけれども、先ほども触れましたように、一昨年は人勅の凍結事態がございました。昨年は人勅の抑制の事態がございました。本年度はまさにそういう意味では、八月に予定されております人事院勧告というのは、春闘もおおむね山場を越えまして本格的な作業に人事院としては入られることに相なつております。したがつて、八月に向けて精力的に作業を進められるわけになりますが、ことしの八月の人勅に対する新総裁としての構えといいますか考え方といいますか、そして過去のそういうた殘念な事態に対する見解も含めて、決意をまずお伺いをいたしたいと考えております。

また、残念ながら過去二、三年にわたりまして
凍結あるいは厳しい抑制というふうなことが行なわれまして、確かに人事院勧告というものが完全実施されてないということは極めて残念なことでございまして、今年私どもの行ないます勧告につきましては、これはやはり国会及び政府において厳しい気持ちで尊重していただき、完全実施へ向けての努力をしていただかなければならぬわけでもあります。私どももそういうふうなことへの大きな期待を込めて今後も勧告作業に当たりたい。私どもとしましては、もしこういうふうな凍結とか厳しい抑制というふうなものが今後も継続するというふうなことになりますと、これは事は楽観できません。しかも、人事院の機能というものは、今日の条件のもとににおいてはほとんど唯一の合理的な組織であり機能であると私は

信頼をかけて実力行使を中止したというふうに、ジユネーブで報道として聞いておるわけあります。それらを含めて人事院総裁からも、新しい人事院勧告について政府並びに国会に対し從来のような形がないようにぜひ最善の努力をしてもらいたいという要請がございましたが、当然のことではございまして、それを受けてみずから実施の衝に当たる政府側の立場において、これらの問題、特に新年度の問題に対する対応として、改めて中西総務長官から見解をお伺いしたいと思います。

○**中西国務大臣** 今のお話の経過につきましてはいろいろ私も関与をしてまいりまして、特に今人事院総裁からお話をありました人事院というものの存在意義、勧告の重さ、そういうふうなことについては、人事院総裁と全く同じ所見を持つておるものでござります。

また、角屋委員が言及されました四月四日の政

ば不当な措置で実行されたという経緯になつておることはまことに遺憾であります。そこで、そちらにいたる恩給法等の一部を改正するという改善問題についても、人労にかかると、いうことが提案され、一つにして、人労にかかると、いうことが理由の説明でも触れておりますように重要な前提になりますので、この際、人労にかかる問題についてます冒頭にお尋ねをいたしたいと考えております。

内海人事院総裁は、藤井人事院総裁の後を継いで新たに御就任になられました。我々当初、内海さんの総裁就任につきましては、内閣の手続き上の問題にもやはり手落ちがあつたというふうに思いますが、また同時に、内海さんは個人的には立派な方でありますけれども、過去の経歴等から見て里

既にもう先刻御存じのよう、国家公務員とうのは労働基本権を大幅に制約をされておりまして、そのもとにおいて国家公務員の勤務条件と、その他諸般の人事行政というものをいかようにうかということを検討された結果が、人事院とうものを創設して、第三者機関としての機能をもようにしてあるわけでございます。したがいして人事院は、いわばそういうふうな制約を受けたておる国家公務員の勤務条件その他に対する代替機能を有する、またその代替機能の結果として例えれば勧奨というふうな代替措置をとつておるわけござります。

その代替措置をとるために、給与につきましては民間給与との比較という長い間の経験を積みまして

思つておりますので、こういうものがその機能を失うことのないよう、国会におかれましても政府におかれましても尊重をしていただかなければならぬ、これが私の所見でございます。
○角屋委員 過般の本委員会におきまして、人労問題については中西総務長官並びに内海人事院裁に対して我が党の同僚議員である小川さんからも時間をかけて御質問、そして御答弁がそれぞれございましたが、この際、中西総務長官から御答弁をいただきたいと思うのですが、ちょうどジュネーブで列国議会同盟の会議がございまして、私は三月三十日にこちらを出発し、四月二日から七日までI.P.U.の国際会議に出席をいたしまして、いわゆる四月上旬が山場の八四春闘というのをジ

思つておりますので、こういうものがその機能を失うことのないよう、国会におかれましても政
府におかれましても尊重をしていただかなければならぬ、これが私の所見でございます。
○角屋委員 過般の本委員会におきまして、人労
問題については中西総務長官並びに内海人事院總
裁に対して我が党の同僚議員である小川さんから御答
弁をいただきたいと思うのですが、ちょうどジユ
ネーブで列国議会同盟の会議がございまして、私
も時間をかけて御質問、そして御答弁がそれぞれ
ございましたが、この際、中西総務長官から御答
弁をいただきたいと思うのですが、ちょうどジユ
ネーブで東京の空を気にしながら、国際会議で
活動しております。四月二日から七
日までI.P.U.の国際会議に出席をいたしまして、
いわゆる四月上旬が山場の八四春闘というのをジ
ュネーブで公務員労働者との関係においては、中西総務長官あるいは藤
波官房長官が中心になつて、我々の側から言えば
いわゆる政労交渉を通じて話を詰められたという
ふうに理解をしております。そして、公務員労働
者関係の実力行使という最悪の事態を避けて、公
務員共闘関係等から言えば政府側の見解に期待と
信頼をかけて実力行使を中止したというふうに、
ジユネーブで報道として聞いておるわけであります。
す。それらを含めて人事院總裁からも、新しい人
事院勧告について政府並びに国会に対し從來の
ような形がないようにぜひ最善の努力をしてもら
いたいという要請がございましたが、当然のこと
でございまして、それを受けたみずから実施の衝
に当たる政府側の立場において、これらの問題、
特に新年度の問題に対する、改めて中西総務長官
から見解をお伺いしたいと思います。
○中西國務大臣 今のお話の経過につきましては
いろいろ私も関与をしてまいりまして、特に今人
事院總裁からお話をありました人事院といふもの
の存在意義、勧告の重さ、そいつたようなこと
については、人事院總裁と全く同じ所見を持つて
おるものでござります。

労交渉、またその前にいろいろな労働側諸団体との会談もございました。それが集約されたのが四月四日の政労交渉でございまして、御承知のように政府としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告、それから仲裁にも言及しておりますが、維持尊重しなければならないという基本姿勢は堅持しようではないか。そして、昭和五十九年度の人事院勧告、それから仲裁裁定が出ました場合には、この基本姿勢に立ちまして完全実施に向けて誠意をもって取り組むということも申し上げました。なお、従来どおりでございますが、関係労働団体とも誠意をもって話し合いしましょうということを当日お答えをいたしました。その政府の回答に御期待をいただいて、そして不幸なストは、これは四月六日予定だったと思ひますが、回避されました。

我々は今後の問題として、
まえて誠意をもって対応してまいりたい、かよう
に考えておるところでございます。

府の不当な措置に対し ILOへの提訴が行われております。昨年の時点では、一昨年の人効凍結に対し ILOへの提訴が行われまして、一昨年六十五号事件について労働者側の ILOへの提訴、労働者側の ILOへの提訴に対する政府見解、それに対して ILOの結社の自由委員会の見解、結局、ILOの結社の自由委員会の見解が五十八年の三月の第二百二十二回 ILO理事会で承認をされる、一昨年の事態についてはそういう形になつておりまして、昨年の抑制に対し労働側がこの三月の時点で提訴を行つてゐる。

そういう事態でもありますので、私はこの機会に国際会議の時間の合間を利用していたしまして、ILO本部を訪ねて、ILOのテーラー次長、ジュリー担当課長という方々にお会いをいたしました。一昨年来の政府の態度あるいはそれに対する労働側の態度あるいは本年の提訴に対する我々の

考え方、こういうものを申し述べて、ILOの本体としての適切な対応を要請してまいりたわけでございます。

○角屋委員　ILOの理事会というのは少なくとも、それに対する誠意をもつてお答えをするといふことで臨みたい、かように思つておるところでございます。

いと、いうふうに考えております。

いといふうに考えております。
○角屋委員 私はこの際、内海人事院総裁にもお伺いしたのですけれども、公務員労働者の場合

四庫全書

考え方、こういうものを申し述べて、ILO自体としての適切な対応を要請してまいりたわけでございます。

そこで、この点に触れたいわけでございますが、総務長官にお伺いをいたしたいわけでございまますけれども、こういった問題がILOの舞台に出される場合は、当然労働者側のILO提訴に対する政府の見解というのが求められるわけであります。ILO自身は、言うまでもなく政府、使用者側、労働側の三者構成ということで成り立つておるわけでございまして、この問題については政府の見解を求められるということに当然なるわけであります。テラーラー次長は私どもの話に対し、早晩政府からこの問題に対する見解が表明されることになるだろう、それを受けてILOとして適切なとるべき措置をとりたいというふうに答えておられます。私はその際、政府がILOのか

うておこる。しか
れにこの間に適用な
ら回答を求められたときに政治的に遷延するとい
うことはあり得ない、恐らく回答を求められれば
政府自身は速やかに ILOに対する政府の見解と
いうのを表明することに相なるだろうと思うとい

うふうにも答えておきました。
今回のILOへの労働側の提訴に対し、政府がこれにどう対応しようとするのか、御見解を貰りたいと思います。

○中西國務大臣 話の中でもございましたが、角屋先生初めILOと接触をされましていろいろ苦労を重ねておられることには、心から敬意を表したいと思います。

ILOからどういうふうに言ってくるかといふことに関連してでございますが、ともかく十五年年度の人事院勧告の扱いにつきましては、いろいろ努力をしてきた経緯、政府としての考え方の中では

し述べてきましたし、これからも同様の態度をとつて政府としては対応してまいりたい。先ほどと並んで申し上げました人事院勧告等の尊重という基本方針、これを堅持しなければならないと考えております。したがつて、ILOから改めてご意見を求められるというようなことがございま

したら、それに対して誠意をもってお答えをする
ということで臨みたい、かように思つておるところ
でございます。

いというふうに考えております。
○角屋委員 私はこの際、内海人事院総裁にもお伺いしたいのですけれども、公務員労働者の場合でも、民間労働者の場合でも、労使の話し合いを通じて、労使の問題を解決するための具体的な手立てを示して顶けますと幸いです。

1

いというふうに考えております。
○角屋委員 私はこの際、内海人事院総裁にもお伺いしたいのですけれども、公務員労働者の場合でも、労使の話し合いを通じて給与、労働条件等の問題は解決をするのが基本だと私は思うのです。しかし、必ずしもそういうことはかりにいかないというのが実態であります。したがって、ことしの春闘が民間産業を含め形はストなしに終わつたということ自身は、双方の話し合いでまとまつたという点で本来は評価すべきものだと私は理解をしておるわけです。しかし公務員労働者的人勘の問題については、一昨年の事態があり昨年の事態があれば結局ILIOという機関に公務員労働者側としては持ち出さざるを得ないという形で昨年も提訴が行われ、本年も提訴が行われたという事態になつております。問題の基本は、いわゆる人勘の問題であり、場合によ

ると、古い時代には公労協関係の問題で提訴があつたこともあります。この際人事院としては、人勧に基づく提訴が行われておるという一昨年卒の事態にかんがみて、人事院自身もみずから勧生

の権限を持つて勧告しておるわけでありますから、ILOという舞台は日本ばかりでなしに百五十カ国が加盟しておつていろいろな問題がILOに持ち出されるということでありますから、日本政府の公務員労働者の賃金制度、勧告問題といった点については、人事院自身も積極的にジュネーブに出てかけてILOの関係幹部と会って話し合う、理解を深める、こういうことが私は必要だと思うわけですが、総裁の御見解を承りたい。

○内海政府委員 ILOその他の国際問題に関しては、内閣が統一していろいろ処置をとり対応しておるところでございますから、人事院が今

なければならないことは、やはり国内において政府、国会で、そういう提訴等に及ぶことのないような事態を実現していただかうということにまず力を尽くすことが私どもの大事な任務ではなかろうか。ただいまの角屋委員の御意見も私どもも十分勉強してはみたいと思いますけれども、今申し上げ得ることは大体申し上げたようなことではなかろうか、こういうふうに思います。

○角屋委員 人事院総裁から非常に慎重な御答弁がございました。私は、問題が人効にかかわってILOの舞台で起っているからで、そういうことでないのにILOに特別に出かけるということでお尋ねしているわけではない。直接権限を持つてやつておられるのは人事院である。その点で、ILOの結社自由委員会の勧告の内容をどうこうしてくれという意味で人事院もジユネーブに行つてもらいたいと言うのではない。要するに、実態がこういうふうになつておるということで、実情を十分承知してもらおうという必要は人事院の権限においても可能である。またそれを本来ならやるべきであろうと私は思うのであります。だから、第三者機関としての人事院の権限といふのはやはり認められておる、それを侵さない範囲内において人事院としてやるべき機能について、国内だけではなくやはり国際的にも努力することは当然のことだと思うのであります。

人事院総裁は、公務員共闘会議が新しい総裁の就任に当たつて出した八項目の公開質問状の第五項目のところ、一九八二年の人効実施がされたことに対しILO結社の自由委員会からの日本政府に対する勧告、理事会の承認といふことについて、「人事院勧告制度は、公務員についての憲法の保障する労働基本権が制約されていることに対する代償措置として設けられている重要な制度であり、その趣旨から、勧告は十分に尊重されるべきものと考える。ILOの勧告もこの趣旨に立つて人事院勧告が完全かつ迅速に実施されることを強く要請しているものと理解している」と回答を示されております。これは客観的にそういう

うふうに言われたわけであります。

私は先ほど来言つておるよう、これは基本的には人事院自身が御判断をされる性格のものであります。

ILOにしばしばこの種の問題が出されること自らが適切かどうかという意見がジユネーブに行くとある。その意見は別として、やむにやまれずI

LLOに提出したという事態である。公務員労働者自身が適切かどうかの意見がジユネーブに行くとある。その意見は別として、やむにやまれずI

の本来の生活や権利やいろいろな問題について擁護の立場にある人事院が、こういつた直接の問題についてジユネーブに出ていくことについて政府がこれを制止することはあり得ないと私は判断をする。人事院の権限において積極的にやるべきことはやるべきだというのが私の見解である。

今もよく勉強してと言われておるが、こういつた点については、人事院といふのは国際機関とか外に出かけていろいろな実態を調査するという

同時に私、ILO、列国議会同盟の会議に四月二日から四月七日までジユネーブに参りました際に、ことしの三月に去年の政府の人効凍結、それの決意、姿勢というものについてお伺いをし、

勧告の抑制、そして本年度人事院の内海新総裁のもとにおける八月の人事院勧告の準備、それらに対して本年度に臨む中西総務長官あるいは人事院總裁の決意、姿勢といふものについてお伺いをし、

お見えをいたしましたが、そのときに政

府は、従来から申し上げておりますように、労働基準法の代價措置である人事院勧告制度及び

仲裁裁定制度を維持尊重するとの基本姿勢を堅持する。昭和五十九年度の人事院勧告及び仲裁裁定が実施された場合には、この基本姿勢を立つて完全

に実施に向けて誠意をもつて取り組む。なお、関係労働団体とは従来どおり誠意をもつて話し合うと

話でございましたので、お目にかかるさせていただ

きまして政府の考え方を申し上げたところでござります。

○角屋委員 藤波官房長官、こちらからも出席を

要請してまいりましたが、お忙しいところ御出席をありがとうございました。

先ほど来私が官房長官お見えになる前に取り上げました問題は、一昨年の人効の凍結、昨年の人効の抑制、そして本年度人事院の内海新総裁のもとにおける八月の人事院勧告の準備、それらに対して本年度に臨む中西総務長官あるいは人事院總裁の決意、姿勢といふものについてお伺いをし、

お見えをいたしましたが、そのときに政

府は、従来から申し上げておりますように、労働基準法の代價措置である人事院勧告制度及び

仲裁裁定制度を維持尊重するとの基本姿勢を堅持する。昭和五十九年度の人事院勧告及び仲裁裁定が実施された場合には、この基本姿勢を立つて完全に実施に向けて誠意をもつて取り組む。なお、関係労働団体とは従来どおり誠意をもつて話し合うと話でございましたので、お目にかかるさせていただ

きまして政府の考え方を申し上げまして御

理解を得たところでござります。

今先生から御指摘がございましたように、一昨

年人事院勧告を見送り、そして昨年は抑制をす

め、一連の財政危機の中での政府は一つ一つの方針

を決めてきたわけでございますけれども、まず附

註で、私がちょうどジユネーブに行つておる

ときには、公務員労働者との関係では官房長官が中

心になり総務長官が加わって政労交渉、我々の立

場で言えばそう言うわけですが、要するに四月六

日のストライキを回避する形の中で、労働側とし

ては政府の誠意に期待をしてストライキを中止す

るという事態で、問題が最悪の事態は避けられた

ということになつております。私は、そのこと自

身は、労使の問題は労使の問題で解決をするとい

う基本点から見て好ましいことだと受けとめてお

るわけであります。そこで、ちょうど直接の衝に

当たられた立場もありますので、本年度の人効に

向けてのあるいは政労交渉の直接の責任者であつた官房長官から、人効の問題での一昨年の凍結、

昨年の抑制、そして新年度への決意といふことを

合めてます御答弁をいただきたい。

○藤波國務大臣 御指摘のように四月四日に労働

政策の方々とお目にかかりまして、前々から人効の完全実施または仲裁裁定についても最大限の配慮をするようにというお申し入れがございまして、

それについての政府の考え方を回答せよというお

問い合わせでございましたので、お目にかかるさせていただ

きまして政府の考え方を申し上げたところでござ

ります。

既にお答えをしたと思いますが、そのときに政

府は、従来から申し上げておりますように、労働

基準法の代價措置である人事院勧告制度及び

仲裁裁定制度を維持尊重するとの基本姿勢を堅持

する。昭和五十九年度の人事院勧告及び仲裁裁定

が実施された場合には、この基本姿勢を立つて完全

に実施に向けて誠意をもつて取り組む。なお、関係

労働団体とは従来どおり誠意をもつて話し合うと

話でございましたので、お目にかかるさせていただ

きまして政府の考え方を申し上げまして御

理解を得たところでございます。

今先生から御指摘がございましたように、一昨

年人事院勧告を見送り、そして昨年は抑制をす

め、一連の財政危機の中での政府は一つ一つの方針

を決めてきたわけでございますけれども、まず附

註で、私がちょうどジユネーブに行つておる

ときには、公務員労働者との関係では官房長官が中

心になり総務長官が加わって政労交渉、我々の立

場で言えばそう言うわけですが、要するに四月六

日のストライキを回避する形の中で、労働側とし

ては政府の誠意に期待をしてストライキを中止す

るという事態で、問題が最悪の事態は避けられた

ということになつております。私は、そのこと自

身は、労使の問題は労使の問題で解決をするとい

う基本点から見て好ましいことだと受けとめてお

るわけであります。そこで、ちょうど直接の衝に

当たられた立場もありますので、本年度の人効に

向けてのあるいは政労交渉の直接の責任者であつた官房長官から、人効の問題での一昨年の凍結、

昨年の抑制、そして新年度への決意といふことを

合めてます御答弁をいただきたい。

既にお答えをしたと思いますが、そのときに政

府は、従来から申し上げておりますように、労働

基準法の代價措置である人事院勧告制度及び

仲裁裁定制度を維持尊重するとの基本姿勢を堅持

する。昭和五十九年度の人事院勧告及び仲裁裁定

が実施された場合には、この基本姿勢を立つて完全

に実施に向けて誠意をもつて取り組む。なお、関係

労働団体とは従来どおり誠意をもつて話し合うと

話でございましたので、お目にかかるさせていただ

きまして政府の考え方を申し上げまして御

理解を得たところでございます。

ですが、今申し上げてまいりましたようなことを念頭に置きまして、誠心誠意態度を決めていくためには関係閣僚の論議を深めていくようにしていただき、その上に立って態度を決定をしていくようにならうとしたいたい、このように考えておる次第でござります。

○角屋委員 今官房長官から御答弁にござります。たように、さしあたって三公社四現の公労協關係のいわゆる賃金引き上げ問題というのがすぐ来る。その場合に公労協關係等が絶えず懸念するのは、それぞれの企業体の財政事情というのが必要ですも一様ではない、そこで、國鉄の關係であるとかあるいは林野の關係であるとかに該当する組合の關係に、それが期末手当等で差別を受けるというようなことで及ぶ、これが賃金の引き上げに同様に差別として及んではいけない。

政府は、少なくとも基本給の問題については、それぞれの企業といいますか公共企業体のそれぞれの状況によって差別はつけない、公正な取り扱いをするというふうに考え方として私どもは承知しておるわけですが、そういう形で公労協關係、今言つた三公社四現等の問題については対応されると理解していいのか、それをお伺いしたい。

○藤波国務大臣 御指摘の点につきましては、本日夕刻、給与関係閣僚会議を開く予定にいたしておりまして、今時間的な日程の調整を進めておるところでございますが、その会議の論議を踏まえまして方針が決まっていくというふうに思いま

向でいったらどうかというような情報交換が進んできておりまして、関係閣僚会議の議を経ませんと結論的なことは申し上げられませんけれども、今のところそんな方向で進むか、こんなふうに考えておる次第でございます。

面三公社四環の問題については基本組等の組との問題について差別をつけないと、いう態度で実施に移してもらいたいということを強く要請しておきます。

私は、不謹慎と言つていいのかあるいは不用意
と言つていいのか、恩給法等の一部改正を控えて
中西総務長官が一昨日参議院の内閣委員会でこの
問題で答弁しておる点は、極めて重大な答弁をし

ておられるというふうに私は受けとめておるわけあります。事と次第によつては、これは恩給法の審議にも支障のくる重大な発言をされておるのではないかというふうにも受けとめるわけであります。

なぜかならば、政府の統一見解というものから、從米変えられたということなしに——いわゆる關僚等を含む靖國神社への公式参拝については疑惑があるという上に立つて慎重な姿勢を政府が統一見解としてとつてきておる、それは今日も変わつては、と私は理解しておるのです。変わつては、

つたとすれば、自民党側から靖国神社公式参拝について見解が対外的にも出ておるという点がい

わゆる情勢の中では一つの変わった要素といえば

要素であろう。しかし、これは行政の責任ある内

閣直接受けの問題からいえば、内閣自身は国会に對し

國學大典

で日本民に對して憲法上に對して何等かの特權を有する態度というものがこういつた憲法上の重要な問題

ついてはとられて当然だし、また、とられてき

「あら、私は理解を十分のうあります。」

かといふことは理解を免るのであります。

きのうは、同じ懇意でありますけれども法務大

臣は、衆議院の法務委員会での御質問に対し、

先づ内閣法制局の前田第一部長からの往来方

卷之三

針に基づく内閣法制局としての答弁もございましてが、法務大臣自身はその見解に私も従うというふうに答えておるのであります。いわばそういう意味では総務長官と法務大臣とは見解において内閣不統一の事態が出てきておるとも言えるわけで

私は多くの質問すべき問題を持っておりますから、藤波官房長官から私が理解できる答弁があればそれをもって次の質問に入つていただきたい、あえて中西総務長官には改めてこの問題で聞くということをしなくて、内閣の責任においてといふ立場

で藤波官房長官からの答弁で私が納得できる、納得というのは、要するに従来の方針ということに基本を置いた態度に変わりはないという趣旨の御答弁があれば次に進みたいというふうに考えておるわけでありますけれども、これは政府・民主党

としては事重大な問題かと思いますが、ひとつ責任ある御答弁を承りたいと思います。

ございます。自民党の方で、奥野誠亮先生が小委員長になられまして小委員会が作業を進めてこら
れまして、その結果、公式参拝についての意見の
取りまとめが行われまして、先般自民党の考え方
としてまとめたので政府としてもよく検討をし
て、ぜひ自民党的考え方におけるような方向で向かっ

て努力をするように、こういう附せんつきで総務会長から政府に対しての要請があつたところでござります。

中西総務長官の御発言に一考まじて御質疑かご

ざいましたので、その点については総務長官に直接伺つていただきたいと思うのでござりますが、いろいろな角度からいろいろな考え方や論議があるかと思うのでござりますけれども、政府といたしましては、今後勉強をいたしました結果どういうふうになるかは別といたしまして、今日のところでは、従来安倍官房長官が国会で御答弁申し上げ、官澤官房長官が読み上げてまいりました政府の統一見解は変わつてない、その線で今後とともに政府の態度として進んでまいりたい、このように考えております。同時に、いろいろな角度から勉強もしていくようにならしたい、こう考えておりますので、どうぞ御理解をいただきますようにお願いを申し上げたいと存じます。

したけれども、こういう重要な問題について一
かつて奥野さんが法務大臣とか閣僚のときに、憲
法問題でいろいろ質問に答える形で答弁をされま
した。言論の自由といえば言論の自由ではあります
しあけれども、内閣一体性から見ると極めて問題
題の多い発言が閣僚の立場において自由に行われ
ること自身にも、これは国会が国権の最高機関と
していろいろ議論する場合に問題があるというふ
うに私は思うのです。今も言いましたように、靖
国神社の公式参拝という点であれば、中西総務長
官は中西総務長官で答える、住法務大臣は住法務
大臣で答える、見解は玉ぐし料等についてはまる
きり違うといったようなことがそのままずっと継
続していくこと自体は、国会の立場からすると極

めて問題があるというふうに私は理解をするわけであります。内閣の統一性という問題から見て、やはり一つの内閣としての方針が出るまでは、閣僚の発言については重要な問題についての自由自在な発言は慎重にするという姿勢が本来内閣の一本生から見て望ましいことと私は思うのです。

だから私はそういう意味で、藤波官房長官に質問する前にわざわざ改めて中西総務長官に御質問を求めるのをしない。また、おといい答弁を

したのを生きようまるきり変えるようなことも、総務長官として言いにくいし、それを言うことになる。と私は次の質問にはなかなか入れないという事態にもなるということもあって、政治的にそこのところは、内閣全体は総理がまとめられ、その番頭役は藤波官房長官自身がやっておるから、從來方針に変わりがないということであれば、きょうの時点はそういうことで法案審議に入らうというものが私の真意である。

ただ、私も言いましたように、この重要な問題について、閣僚がそれぞれの関係委員会で自由自在に政治家個人としての発言あるいは自分自身が考えておることを大臣の名においてやるということ自身については、閣議でも慎重な対応というのが、総理であればそういうふうにとるのが筋道だろうと私は思うのです。その点についてひとつ。
○藤波国務大臣 政府としての考え方は、今申し上げましたように統一見解を持っておりますので、その線で参りますことを御理解をいただきたいと存じます。

なお、いろいろな角度からみんなで勉強しう、こう言つておりますので、勉強いたしております中で少しいろいろな角度から意見が出るかもとも思うのでござりますが、御指摘のことを十分踏まえさせていただきまして、政府部内で矛盾をしたり、そこを来したりすることのないようによく調整をして進んでまいりたい、このように存じておる次第でございます。

○角屋委員 宮房長官 結構です。

総務長官には、先ほど言つた私のこの問題に対する本日の時点の立場で、いざれ同僚議員からこの問題については当然総務長官に對する御質疑等もなされると思いますけれども、きょうは第一番目のパッターとしてせつかく出された改正案等の問題に触れて御質問するのが本意であろうかと思ひますので、質問に入りたいと思ひます。

いうのが既に差足をし検討を進めておるという問題、あるいはそういう戦後処理の問題に関連して、いろいろ重点的に幾つかのお尋ねしたい点を逐次御質問申し上げていきたいと考へておりま
す。

まず冒頭にお伺いしたいわけでございますが、現行の恩給法自体は、大正十二年から当時の軍の関係や公務員関係を含めたいわゆる恩給法ということでスタートして、随分長くなるわけであります。戦後、この恩給法の中から國家公務員共済が新しく分家として出て行くあるいは地方公務員関係の共済が分家として出ていくということで、今日の恩給法というのは、これから孫や子を持たない、従来作った家族で生きていかなければならぬというふうな実感もするわけであります。

しかし、それにしても、今日恩給に關係しておる一般の受給者、あるいは軍の關係で受給しておる、軍人軍属を含みますが、そういう人も含めて考えてまいりますと、資料によれば三百二十八万二千というのですか、こういう人たちが受給者として關係をしてているというふうに理解をいたしております。仮定俸給の引き上げということになれば、これは約四十数万の者に直接關係がございましょうし、あるいは普通恩給等の最低保障額の引き上げがあるということになりますれば、五十二万近くの者が対象として出てくる。あるいは傷病恩給の年額の引き上げということになれば、十二万近くの人がやはり対象として出てくるというようなことで、恩給法の改正問題というのは、従来の軍関係であると公務員関係であるとを問わず、相当な対象の人たちがこの改善を望んでおるということは厳然たる事実であります。

今回の改正は、冒頭に取り上げましたように、残念なことに一昨年の人効の凍結あるいは昨年の人効の抑制ということで、仮定俸給の引き上げも二・一%とかあるいは一・九%プラスアルファと

いうふうな形で引き上げざるを得ない事態にございまして、これに著後の生活を託するという関係の受給者から見れば期待に十分沿えない事態だとも言えるわけであります。だから我々の方では、恩給法の改正は從来、改善がなされる内容は必ずしも十分でなくとも、改善されていくという事態を受けて賛成で処理をしてくるということをご存じました。が、本年の場合は、数日來の内閣部会で議論をしますと、一昨年は凍結、昨年は抑制、こういう事態の中であわしかばり上がる恩給法の改正については反対すべきだという意見も出ておるわけであります。気持ちの上ではまさに私もそういう点を理解するであります。それをどうするかということを内閣部長として御相談を皆さんにしていただいておるという事態がございます。これはやはり基礎になる人勧がそういう異常事態にある。去年はILOへ提訴するという事態が出る。ことしもILOに提訴する事態が出るということが相関連をしておるわけであります。

それからまたこの最高引き上げ率というのは下の方の最高引き上げ率が二・一%を超えない、それからまた上の方の最高引き上げ額も、年額でございますが九万八千四百円を超えて増額することはないという傾向が行(行)俸給表にござりますので、結局一・九%プラス二千四百円といふ算式を基本といたしまして二・一%と九万八千四百円というのを引き上げの上限とすることが適当であるという結論で、これを三段階の指標といたしまして改善いたした次第でござります。

○角屋委員 この仮定俸給表の引き上げというのを例えば五十七年改正というので我々が当委員会で議論する段階では、今の二・一%，あるいは一・九%プラス二千四百円あるいは上限を九万八千四百円といった形のものが、たしか百二十八万以上四・五%プラス一万二千八百円、これは三十四号該当だと思います。それから百二十五万円以下五・五%，これは三十三号該当だと思います、この当時は人勧の引き上げが正常に行われておりましたから。そして引き上げ額の上限が二十二万八百円という形だったと思います。

これは、まあ数学の方程式理論に基づいて当てはめながら、今言つたような形で今度の場合は二・一%，一・九%プラス二千四百円、そして上限は五十七年の場合には二十二万八百円というのを今回の場合は九万八千四百円、こういうふうにして仮定俸給をつくられたということであろうかと思います。これはしたがつて、五十七年改正を見てもそのときの平均としての引き上げ率を何ばにするか、それをどういうふうに上位ランクと下位ランクにアロケートするかということで、今回もそういう措置をとられた。これからもこういう考え方で仮定俸給表の仕分けはしていくというふうであります。

ますが、引き上げ率というのはどうなりますか。

○和田政府委員

軍人の階級で申し上げますと、少尉以下の階級につきましては二・一%、中尉から少将までの階級では二・〇%、中將が一・九%、

大將一・八%ということになつております。仮定俸給の号俸で申し上げますと、三十九号俸以下は

二・一%、四十号俸から七十号俸までは二・〇%、

七十一号俸から七十七号俸までは一・九%、七十八号俸と七十九号俸は一・八%、八十号俸から八十二号俸までは一・七%ということになつております。

○角屋委員

今回の改正の中で、長期在職の者齢旧軍人等の仮定俸給は一号俸上げることにいたしております。この引き上げによつてどの程度改善になるかといふことがあります、この長期在職の旧軍人老齢者等の仮定号俸の引き上げといふことは、御案内とのおり五十六年に二号俸引き上げを行つた。五十八年に一号俸の引き上げを行つた。今回同様の趣旨で一号俸の引き上げを行つたものだと思うのですけれども、これは長期在職の老齢旧軍人等に対するものだと思ふ。これは今後ともそういう形で引き上げのケースがあるのか、あるいは今回の四号俸の引き上げを行つてきたといふ意味を兼ねてトータルすれば四号俸の引き上げを行つたといふことです。これは今後ともそういう形で引き上げたといふ意味を自身は終わつたといふ解釈に立つておられるのか、お答え願いたいと思います。

○和田政府委員

今回一号俸を引き上げました理由は、文官との均衡ということで行つたわけでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、昭和四十八年に一般文官の仮定俸給の改善措置四号俸引き上げによるものが老齢者等を優遇するために行われました。この措置との均衡が悪いということで軍人につきましても引き上げる。したがいまして、文官と四号俸の格差があつたのを、先生御指摘のとおり昭和五十六年度で二号俸、五十八年度で一号俸それぞれ引き上げまして、五十九年度残りの一

号俸を引き上げるということでござりますので、

この措置は文官との均衡が回復したということ

で、今回をもつて完結したというふうに考えてお

ります。

○角屋委員

もう一点お伺いをいたしたいと思う

わけでありますけれども、軍人の仮定俸給表を別

表第一で見ますと、今回の場合、兵の場合は九

三万一千八百円、大將の仮定俸給表の場合は五百

六十一万九千二百円、この格差というのは大体約

六倍。私はかねてから、こういう恩給法の仮定俸

給表の改正のときには、昔の古い戦前戦中の時

代ならともかく、新しい時代を迎える新憲法体制

の中でもこういう問題を考える場合の国民感覚ある

いは我々の感覚から見ても、できるだけ赤紙一枚

で出征をした兵、下士官のような場合を厚くし

て、この道で進まれたいわゆる佐官、

将官という形の方々はこの格差をなるべく圧縮を

するようにすべきものだと言つてきただけであります。

これらの点についてひとつお答えを願いたい

い。

○和田政府委員

恩給は公務員の退職時の俸給

を基礎として算定するということにされておりま

して、旧軍人の場合は從来から仮定俸給を階級ご

とに設けて恩給年額計算の基礎としてまいつてお

ります。

この階級差を縮めていくということにつきまし

ては、これまでの恩給法の改正におきましても、

まず軍人恩給の再出発時点、昭和二十八年に兵の階級の仮定俸給を兵長の階級に一本化したとか、

あるいはその後の仮定俸給の格付の是正等におき

ましてもできるだけ下の方を厚く改善してきて

る、それからまた、ベースアップにおける先ほど御答弁申し上げました回帰分析方式を導入すると

いうようなことで、終戦直後十六倍の大將と兵どちらが立たず、両方立てれば國が立たずといふふうに言つておるとも伝えられておるわけであります。せっかく総務長官の私的諮詢機関として戦後処理問題懇談会を開催されましたが、これで公正な検討の場を設けて御検討をお願いします。

十二年の引揚者に対しますところの特別交付金の支給措置、これをもちまして戦後処理に関する一切の措置は終了したものというふうに考え、そのように表明をしました。

しかし、特にここ数年、シベリアの強制抑留者の問題、恩給欠格者の問題、さらに在外財産の問題、この三つの問題を中心に戦後処理問題に関するお一部に強い要望のある戦後処理の諸問題に関しては、会長といいますか座長といいますか、水上達三さん、日本貿易会長をやつておられる方だと承知しておりますが、五十六年十二月時点で、今なお一部に強い要望のある戦後処理の諸問題に関しては、この道で進まれたいわゆる佐官、将官という形の方々はこの格差をなるべく圧縮をして、この道で進まれたいわゆる佐官、将官という形の方々はこの格差をなるべく圧縮を

して公正な検討の場を設けることが必要であると判断をして、そこで総務長官の私的諮詢機関として戦後処理問題懇談会というのが設けられたといふふうに私は受けとめておるわけであります。

中西総務長官になられてからいろいろマスコミの報道で出ておるのを聞きますと、そういうことで今検討中であります。いよいよ本格的に答申に入ろう、場合によつてはといいますか、従来のプログラムからいけば六月中にも答申を出したいけれども、中西総務長官は、この場合に発言として報道されるのは、一口に戦後処理は終わつた、解決済みだと突き放すのはいかがなものかとも言われているかと思えば、あちらを立てればこちらが立たず、両方立てれば國が立たずといふふうに言つておるとも伝えられておるわけであります。せっかく総務長官の私的諮詢機関として戦後処理問題懇談会を開催された、こういうことでござります。

その後のこの懇談会の状況は、昨年の末までは、これまで関係各省庁が講じてまいりました各般の措置につきましての勉強と申しますが、その実施内容のヒアリング等を行い、さらには関係諸団体の方々の御要望のヒアリングを行うということで参りまして、この一月に入りましてからは、

そういうヒアリングの結果を踏まえながら、いろいろと自由討議の形で、そういう諸措置がどういふふう背景でどういう必要性のもとにとられてきたのか、その措置内容を現時点でどのように評価していくべきかとか、さらに全般的な戦後処理問題についてどのように考へるべきか、こういうふうなことについての意見の交換が行われておる、こういう状態でござります。

その結論と申しますか取りまとめがいつ行われるかということは、この懇談会の先生方の御意見

ということでござります。

○角屋委員

人事院総裁、お仕事がありますれば

退席していただいて結構でござります。

中西総務長官答弁せずという気持ちではあります。

せんので、これからひとつお尋ねをいたしていきたいと思います。

○角屋委員

人事院総裁、お仕事がありますれば

支給措置、これをもちまして戦後処理に関する一切の措置は終了したものというふうに考え、そのように表明をしてきました。

しかし、昭和四十二年の引揚者に対しますところの特別交付金の

支給措置、これをもちまして戦後処理に関する一切の措置は終了したものというふうに考え、そのように表明をしてきました。

十二年の引揚者に対しますところの特別交付金の支給措置、これをもちまして戦後処理に関する一切の措置は終了したものというふうに考え、そのように表明をしてきました。

七

によるところでござりますけれども、一昨年の六月末に第一回の開催をいたしました時点でも、大変難しい問題でもありますのでやはり二年くらいの期間は必要ではないか、こういうふうな状態でございましたので、それを踏まえますと、大体この夏ぐらいまでは御意見の取りまとめができる、それをちょうどいできるのではないか、かようう考えておる次第でござります。

後、その問題は本委員会においても続いている。簡単に戦後処理はすべて終わつたという事態にはない。私自身もそういう認識に立つておることを申し上げておきます。

そこで、シベリア抑留者の問題というのが出て、これは後ほどの質問で、シベリアに抑留された我が党の渡部行雄議員が自分みずから体験をして実感に基づいてまたこの問題に触れられるとい

○角屋委員 こういった問題については全体的に
は我が党の渡部委員に譲りたいと思いますが、私
自身の立場で考えてまいりましても、シベリアの
抑留という事態は、あの冬場極寒の地で大変な労
働をやつていかなければならぬ、それを強いられ
るというふうなこと等から、栄養失調で亡くなる
す。

時点で新たな加算制度を設けるということ的是非を含めて種々検討いたしました結果、抑留期間といふものは公務員としての勤務期間そのものではございませんが、その勤務の延長とも見られる特殊な期間であること、それからその間非常に御苦労されたということもありますので、恩給制度上の特例的な措置といたしまして、辺陲・不健康地の加算年の加算率等を考慮しながら、抑留期間一月

○角屋委員　総務長官にお尋ねいたしますが、大体夏ごろまでに戦後処理問題懇談会として、シベリア抑留者への補償問題あるいは在外財産の補償問題の見直し、恩給欠格者の救済といったようなものを中心テーマにした諸問題ということで答申が出てきた場合、総務長官はこれをどういう形で実現への努力をされようとするのか、それらを含めて、これからこの問題の御見解を聞きたい。

から昔の満州、今の東北に仕事を持つておった關係上關係者も多く、いろいろ要請等を受ける機会が多いわけですが、まず冒頭に、厚生省からシベリアに抑留された总数、あるいは引揚者、あるいは亡くなられた状況、こういうことについてひとつ実態をお答え願いたいと思います。

○森山説明員 ソ連本土に抑留されました方々の数でございますが、厚生省の調査によるわけでございますが、抑留者の総数は五十七万五千人でございます。このうち帰還された方が四十七万三千人

という事態が現実に相当数出たと思うのであります。だとするならば、やはり戦争が終わつた後軍務にあつた者が帰るまでの期間、通常これを抑留として一ヶ月プラスという形をとつてゐるわけでありますけれども、シベリアのような状態は、私ども自身が説明を体験した者から聞くまでもなく大変なことだつたんだな、他の中国や南方方面でいうところから帰つてくる以上に大変な悪条件にあつたというふうなことは、これは日本国民全體にも理解のできることだと私は思うのであります。

たわけでございます。したがいまして、抑留中のいろいろな地域の実態に応じましてその割り増し率等に差をつけるということは適當でございません。またこの割り増し率を全地域一律に引き上げることも他の加算年との均衡及び一般抑留者に対する処遇の均衡等から見て適當でないと思ふ現在考えている次第でございます。

○角屋委員 今極めて役人的なといいますか、全く機械的なといいますか、そういう答弁だと私は率直に思うのです。なぜなら、恩給法で物を考え

ておりますて、個別の御意見が出始めておるというのが現状でございます。したがつて、これから五月、六月、いろいろと新しい御意見も出てくるだらうと思います。それをいつ集約していただくかということ、これもお集まりの懇談会のメンバーの方のお気持ちに従わなければいけませんし、そういうことで、今、いつ結論が出来るであろうと、いうような予断はしかねるところでございます。そんなことで、もうしばらく懇談会で御議論をしていただき、その上で御議論を集約していただければ大変幸いであると思つておりますが、できるだけ早くという期待は持つておるわけがござります。

千でございます。それから、一たん入ソはしたわけでござりますけれども、病弱という理由でまた旧満州とか北朝鮮に送り返されたたといふ方が四万七千名ござります。

○角屋委員 ソ連本土に抑留された者の概況については今厚生省からお答えになりましたが、このうち病弱等のため入ソ後満州等に送られた者が約四万七千ということになつております。私は、当時、ソ連参戦、満州にソ連軍が入つてくるという状況のもとでは、ノーマルな形でソ連に送り込まれた抑留者等が満州等に送られるケースというのは、南滿まで含まれて送られるというケースは少なくて、恐らくこれは北満あるいは北朝戦といふ

とか戦務乙とか通常の場合とかといふうなことを、抑留の場合は一ヶ月プラスと言つておるので、抑留の場合は引き上げて考へるというようなことは、そのシベリア抑留者の補償問題の実現の上で検討すれば可能な一つの手法であるといふうに私自身も考へておるわけであります。それらの点についてはどういう見解を持つておられるかお答えをいただきたい。

時中の職務加算の一ヶ月を二ヶ月にするとか二ヶ月を三ヶ月にするというのは、當時軍が現に存在して、それを決めたもので、戦後もう相当たったこの時期に直してくれという問題を取り上げる場合は、前に大本營を含めて取り扱った問題の物指しがあって、それを変えるというのは非常に難しい点が私はあると思う。ところが、戦争が終わって、そしてとにかく日本に帰ってくる前にいろいろな条件のもとで抑留されて苦労しながら帰つてくるという問題は、その状況が国によつては千差万別である。戦務甲があり戦務乙があると同じように、抑留の深刻さの度合いによつて一ヶ月にするのか、一ヶ月にプラスをする地域をつくるかというの

○角田義重 誓後処理問題というものは、政府は当初、昭和四十二年段階で終わつたと言つてゐた。ところが、山中總務長官時代に、後ほど触れますけれども、実際は恩給法にかかつて滿州とか中國方面の行政機関に準ずるというようなところを加えるとかいろいろなことをやつてきたし、その

ふうな国境地帯の關係 図們、綏芬河、こういう
国境地帯の關係で送られてきたのが四万七千とい
うことであるうかと思いますが、実態はそういう
ことではないのですか。
○森山説明員 その辺の状況は必ずしもつまびら
かではございませんが、恐らく先生のおっしゃる

あるいは中國大陸におきましても、場所によつては大変な御苦労をされた方があるということもまた承つてゐるところでござります。

この抑留加算の制度は、旧軍人について昭和四十年に導入したものでございますが、このようないくつかの実態を踏まえまして、戦後、昭和四十年の

は、これは我々自身の時代が考へていいことなんだ。決してそれは固定したものではない。そういう点で今の答弁というものは官僚的な答弁であつて、これはひとつそのことを含めた検討を積極的にやつてもらいたいというふうにとどめます。

これが一つです。

それから「外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。」ということまで含めて第十九回会議が成り立つてゐる。私十八国会において附帯決議が成り立つてゐる。

例的な措置でございまして、現在までの検討の結果、旧滿州棉花協會等がこれに該当して追加指定すべきであるという結論には達しておらないといふ事實を御答弁せざるを得ない次第でございます。

○菊池(眞)政府委員 旧日赤從軍看護婦、また陸海軍從軍看護婦等の慰労給付金のベースアップのこととございますが、先生御存じのとおりに、このことでございますが、先生御存じのとおりに、慰労給付金は、女性の身でありながら戦時中特段の御苦勞があつたということで、旧日赤救護看護婦等を慰労するため特に与られた措置でござりますので、恩給あるいはいろいろな年金、そういうものと同じようにベースアップをすると、うのはその性格から非常に難しい問題ではないかと考えております。

受けでねて、恩給局の方にも言っておるわけあります。こういった国会の法案を処理するに当たっての附帯決議というのは、今言つた後者の問題については數回にわたつて附帯決議がなされ、おり、国会の採択も十二回やられておるというう態の問題でありますして、これらについて早急に、この日赤看護婦及び旧陸海軍の看護婦の慰労給付金の増額問題というのを含めて実現をしてもらいたいと思うのです。これに対する答弁をお願いいたします。

しかし、ただいま先生からお話をございましたように、附帯決議あるいはいろいろ請願等も私どもよく承知しておりますし、その趣旨を十分尊重いたしまして、また社会経済の変化等を見つ引き続き検討させていただきたい、かように考えております。

○和田政府委員　旧陸海軍の問題につきましては、管理室の担当でございますので、後ほど管理室長から答弁してもらいます。が、満州棉花協会等の機関を外国特殊機関として追加指定することにつきまして、国会の附帯決議等もございまして私どもも十分検討しているわけでございますが、旧満州棉花協会等を外国特殊機関に指定しましてその職員としての在職期間を公務員としての在職年に通算するということにつきましては、恩給制度は公務員を対象とした年金制度でございまして、現在特定の外国特殊機関についてその職員としての在職期間を一定の条件のもとに通算することとしておりましては組織の性格とか業務の内容、人事交換の態様等、当該機関の実態を考慮した極めて特

係の組織というの、私自身満州におりましたから、これは満拓であれ満鉄であれ、あるいは協和会であれ、そういうものは皆わかつておるわけで、あって、また、こういう請願をしてきておる組織の中でも、報告、資料の中でも出ておるわけであつて、それらを総合的に考えれば当然他のものと同様に入れていいというのが私の信惑でありますけれども、時間の関係もありますので、さらにつきらの問題は、国会でも附帯決議が院でつけられておるわけでありますから善処をお願いしたいと強く要請をしておきます。

最後に、これは恩給欠格者の関係で、これを取

ういった要望に対しても十分な検討を加えて、何ができるかというふうなことはやはり答えを出していくということが必要かと思うのでありますて、この点についてはきょうは厚生省において願うようにお願いしておきましたから、厚生省からお答えを願いたい。

○渡辺説明員　ただいま先生御指摘ございましたような要望がかねてから出ておるということは、私ども十分承知しているところでございます。

確かに各種の公的年金制度にまたがつて加入期間を持つていてる方々につきまして、通算年金制度といふものがござります。しかしながら、これがあくまでもそれぞれの制度に加入をしていたその制度から、その制度に加入をしていた期間につき

立てればあちらが立たず、両方立てれば国が立たず、こう言つておつたのでは、これは一休何を諮詢したのかという疑問と関連をして考へざるを得ない。

それは正直にそう言われたのかということは別にして、先ほど来言つておるように、やはり公務員労働者にかかることしの人勧実施の問題や、ILO提訴とかかわる人事院のこれから構えの問題や、さらには今言つた恩給法で改正をしていく中身の問題や、戦後処理と関連する今の諸問題、そしていろいろ陳情の出てくる分、無理な点もあれば考へてやらなきやならぬ点も政治家としてはそれを持つておる。考へてやらなければいかな問題については、やはり政治の責任で勘案す

監の片山さんあるいは地元の玉田さん等の要請の中でも出ておる。その第二項の問題というのは、「恩給受給年限に満たない者で、一ヶ月以上の軍歴を有する旧軍人軍属には、戦時加算を加えた軍歴年数を国民年金或いは厚生年金受給対象年限に合算され度。」ということで陳情が出ておることは御承知のことろであります。

これは事柄の歴史的な経過やあるいは制度の性格から見て、極めて重要な問題と障害点というのも含んでおるかと思うのであります。しかし、こ

○角屋委員 現段階で踏み込んだ答弁をいたたくことには、あるいは厚生省サイドの場合でも、あるいは総理府の恩給局サイドの場合でも、先ほども役人答弁と言いましたけれども、それはわかり得る点もございます。そうならば、総理府総務長官が私の諮問機関として戦後処理問題懇談会にシベリア抑留の問題や在外財産あるいは恩給欠格者問題というのを熱心に議論してもらつて、答申を出してこようとするときに、どうも総務長官自身が、あちら立てればこちらが立たず、こちら

り扱うという場合はなかなか難しい問題であります
ですが、出てきておる問題は、御承知の軍歴あるい
は加算等も含む軍歴というものが、公務員関係の
問題であればそれは恩給とか新しく孫子で出発を
しておる共済年金の組織とかいうところにつなが
るわけでありますけれども、そうでない民間の場
合、厚生年金や国民年金というかかわりでといふ
ことになると、民間で軍歴を行つた者というのに
はそれはつないでいないというのは厳然たる事実
であります。しかし関係者からすれば、官民格差
の是正という立場から、こういつた該当の人たち
を、厚生年金や国民年金の期間に軍人在職期間を
通算してやってもらいたいという要請は、これは

まして年金を給付するという仕組みになつてゐるものでございます。

先生御指摘のケースにつきまして、短期間の軍歴期間について、厚生年金なり国民年金なりの制度からその期間に係る年金給付をしてはどうかという問題でありますけれども、厚生年金、国民年金といういわば一般的な社会保障制度のもとで、しかも保険料を拠出していただいてそれに対しても給付をするという社会保険システムをとつております関係上、御指摘のような一定の身分関係にあつた方だけについて特別な取り扱いをするということは、どうしても一般的な社会保障制度としての国民年金制度、厚生年金制度にはないのではないかというふうに申し上げざるを得ないわけでございます。

るよう在我々としては努力しなければならぬとい
うことになる。そういった問題については、大臣
も御出席でございますから、戦後処理の問題も含
めて、あるいは八月の人事院勧告の完全実施とい
うような問題も含めて善処を強く要請をいたしま
して、私の質問はこれで終わらせていただきま
す。ありがとうございました。

午後零時三十四分休憩

午後二時四十四分開議
○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。鈴切康雄君。
○鈴切委員 きょうは官房長官お忙しいところ御
苦勞さまです。

恩給法の一部改正の法案に入る前に、このところ諸國神社の公式参拜ということが大変に話題になっております。私はそういうことをまず初めにお聞きをいたしまして、法案等についての審議をしてまいりたいと思っております。

齋波國務大臣 この靖國神社に対する公式參拝問題は、國民の各方面でもいろいろ論議を呼んでおる問題であります。戦争のために命をささげお亡くなりになって、今日靖國神社にお祭りさております英靈の御遺族の方々などを中心にいしまして、ぜひ公式參拝を実現すべきであるとうような御意見がござりますし、また、それにして、宗教上の問題とか憲法からの法制上の問題とか、いろいろなことを御論議になる向きもあわけでございます。

大きな問題を包含をしておる、私はそう思うのであります。そのたびごとに憲法の解釈が変わると云うような、政府の統一見解というものはそういうあいまいな見解ですか。

ので、さらにはその勉強を広く、かつ深めて検討をしてまいりたい、こう思つておるとところでございます。変更するために勉強するのかというような指摘がよくあるのですけれども、そうではなくて、よくこの問題についての勉強をして、その後どういったことになるかということについては、勉強した結果また考へがまとまれば一つの方針が出る、こういうふうに思つておる次第でござります。

○鈴切委員 私的諮問機関でこれから勉強するといふことなんですかけれども、行政改革の立場からいいますと、八条機関によってやるので、それから私的諮問機関でやるのとは、これまるで違うと

なられた多くのみたまを懸念することにしては、やはり国民のすべてがそういう意味から言うならば追善供養すると同時に、それを一つの反省として平和への誓いと新たに取り組まなければならぬ問題であると思つております。そこで、私ども公明党も毎年八月十五日に武道館に天皇皇后両陛下を迎えての政府主催の追悼式参拝に関して御勉強が進められてまいりまして、それが奥野小委員会と言われる小委員会でお取りまとめがありまして、自民党的總務会にかけて、その方向で政府に対して実現方を要請する、こういうことで政府に対して御意見があつたところでござります。

○鈴切委員 政府の統一見解で、いわゆる公式参拝あるいはまた私的な参拝という問題については、かねてから四つの例、しかもそれは閣議決定をしてはならないというような厳しい制約のもとにござるが、その際は、もうもの力がなつておるわけですね。

典には参加をさしていただいております。また、千鳥ヶ淵の戦没者慰霊祭にも出席して追善供養をいたしております。しかし、靖国神社の公式参拝とはおのずと問題を異にしている問題であります。また、この問題については今まで憲法上いろいろと疑義が唱えられている問題でもございまして、そこで、昭和五十三年の十月十七日参議院の内閣に於ては、それを受けて政府もいたしましては、この問題についてさらに勉強をしていくようにいたしました。こう考えておりますが、勉強をいたしました結果どんなふうなことに考え方がまとまりますか、これからのこととでございますので、どれくらいの時間のかかることであるか、どういうふうにして勉強するかというようなことをこれから考えていくかと思つておりますが、いずれにいたしまして

○藤波国務大臣 私的懇談会を設けるかどうかはまだ決まっておりませんが、いろいろ勉強してますといりますと、そういうことの中にはいろいろな方面的の御

ても、新しい政府の考え方方が決まるということがあればその時点までまた新しい事態になりますけれども、それまでは従来の統一見解ということで統一をして進んでいくようにならなければなりません。そこで、お次第でござります。

意見を聞くことが多分に含まれると思いま
すので、黙つてじっと座つて考へ込んでいるとい
うよりも、いろいろの方の御意見を聞くことが効
強になるか、こう思つております。そういう意味
では、一つの形は私の懇談会。よく八条の審議会

第一類第一号 内閣委員会議録第九号 昭和五十九年四月十九日

いろな方の御意見を聞くという場合にいろいろな形があるだらうと思います。その中の一つは、私的懇談会というような形で御意見を聞くという聞き方があるかなと、今のところまだその程度でございまして、どんなふうに進めていくかは総務官ともよく御相談を申し上げまして、勉強を進めいく形をどうするかを決めていくようにいたしたい、こう思つております。

ただ、従来の統一見解を変更するということをまず頭に置いて、そのため勉強していくとか、あるいは私の懇談会ということと勉強を進めるということになるといたしまいたら、それは新しい方向をつくりますためにそういう懇談会をつくってやつていこうとしておるものでは毛頭ありませんでして、あくまでも各方面のこの問題についての御意見をいろいろ聞く。ただ、聞きます場合に、どなたかの御意見を聞きたいといつて御案内を申し上げて、来ていただきて一対一でこうやって聞いておりましても、そもそも一つの聞き方でございますけれども、何人かの方に来ていただいてどなたかに意見を述べてもら、それをさらに横で聞いておられる方も自分はこう思うと言つて意見を述べられるというような形で勉強させていただくと勉強がさらに深まるのかなと、こう思つております。これは形の問題でございますが、決して最初から方向を頭に置いてこういつた勉強を進めようと思つてはいるのではない、ということはどうかひとつ御理解をいただきたいと思うのでござります。

○鈴切委員 宮房長官が御理解をと言つても、それは御理解できない問題があるわけですが、実際に國神社参拝について、玉ぐし料を公費で支出する私的参拝とは言えなくなる、こう言つておられます。公費の支出は金額のいかんを問わざる事であるということなんでしょうか。

○茂串政府委員 お答え申し上げます。

四月十八日、きのうでしたか、衆議院の法務委員会で法制局の前田第一部長が、首相や閣僚の靖國神社参拝について、玉ぐし料を公費で支出する私的参拝とは言えなくなる、こう言つておられます。公費の支出は金額のいかんを問わざる事であるということなんでしょうか。

○茂串政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のございました私ども第一部長は、確かに今おっしゃったようなことが新聞に出ていますが、それは前々からおりました。第一部長の眞意と申しますのは、なほ違憲ではないかとの疑いが否定できないというようなことになります。したがいまして、いわば統一見解の考え方方に触れるということになりますので、そこで問題がある、こういうようなことを申し上げたつもりでござります。

○鈴切委員 結局、同じじゃないですか。今このとでいいんでしょう。結局は私が申し上げたように、玉ぐし料を公費で支出すると私的参拝とは言えなくなると言つては憲法を改正しなければできない、こういうこととでござります。

○茂串政府委員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私どもの考え方、したがつて政府のただいまの考えは、公的資格における靖國神社参拝というものは憲法第二十条第三項との関係で問題があるという立場を一貫してとつておるわけでござります。ただ、問題があるという意味は、統一見解もありますように、このような参拝が合憲か違憲かということについては政府としては違憲とも合憲とも断定はしないけれども、このような参拝は違憲ではないかとの疑いをなお否定できない。そこで政府としましては、從来から事柄の性質上慎重な態度をとつて、國務大臣としての資格で靖國神社に参拝することと差し控えることを一貫した方針としてとつておるのである、こういうような見解にのつとつてお

るものでございます。したがいまして先ほど申し上げた私の答弁も、今のようなこの統一見解にのつとつて申し上げたつもりでございます。

○鈴切委員 五十三年十月十七日の政府の統一見解について、これは当然法制局がかんでこういう見解を出されたわけですから、やはり法制局としても同様の考え方ですね。

○茂串政府委員 五十三年十月十七日の当時の安倍官房長官がお読み上げになりました統一見解、これは私どもとしても全くそのとおりの考え方でございます。したがいまして、今おっしゃいましたように、板に玉ぐし料等の経費を公費で支出するということになりますと、公式参拝ではないと

いうエキスキューズは言えなくなるという点はそ

のとおりでございます。この統一見解と申しますのは、いわば公式参拝と私人としての立場における参拝との区分けを明確にしたものでございまして、その意味ではだいま先生のおっしゃるとおりでございます。

○鈴切委員 五十八年八月十日、四つの例を挙げられまして、警備をするための公用車の使用、地位を示す記帳のあり方あるいは気持ちを同じくす

る閣僚の同行の問題に触れておりますね。ところが、ここに不思議に玉ぐし料の問題については、故意に外されたんじゃないかというふうな感じが

するのですけれども、全然触れられていない。

そこで、玉ぐし料の経費を公費で支出するなどの事情のない限りは私人としての行動である、だから当然のこととして玉ぐし料は私費で支払われているんだ。こうしたことなんですね。裏を返せば、経費を公費で支出するということは個人としての行動である、こういうことでよろしくうございますか。

○茂串政府委員 前提がいろいろあろうかと思

りますけれども、靖國神社に参拝をする際に玉ぐし料という形で公費を支出する、こういうことにな

れば、公費によって玉ぐし料を支出するような

ことはございませんけれども、私どもが申し上げた

と憲法に違反する、こういう明確な御答弁をいた

だときたいのですが、どうでしよう。

○鈴切委員 繰り返しの答弁になつて申しわ

けございませんけれども、私どもが申し上げてお

るのは、公費によつて玉ぐし料を支出するよ

うことはございませんと、それは公式参拝の性格を帶びてしまつて、それはなお違憲の疑いが否定でき

ないということで政府としては差し控える方針をとつておる、こういうことでござります。

○鈴切委員 四月十七日、参議院の内閣委員会で中西総務長官が、玉ぐし料の支払いについての発言がございました。報道された内容は実は必ずし

きまして、その参拝と公費による玉ぐし料の支出と、いうものの関係があるわけでございます。

○鈴切委員 今回、自民党の靖国神社問題小委員会の報告を受け、総務会で党の決定をしたその目的で参拝をしても宗教活動には当たらず公費で負担しても宗教法人に対する財政援助でなく、憲法に違反しないということであります。

これに対して法制局長官は、玉ぐし料を公費で負担をするという問題について、これは憲法に全然抵触をしない、こういうお考えですか。その点

である、「二番目には、その際、玉ぐし料などを公費で負担しても宗教法人に対する財政援助でなく、

これが私どもとしても全くそのとおりの考え方でございます。したがいまして、今おっしゃいましたように、板に玉ぐし料等の経費を公費で支出するということになりますと、公式参拝ではないと

いうエキスキューズは言えなくなるという点はそのとおりでございます。この統一見解と申しますのは、いわば公式参拝と私人としての立場における参拝との区分けを明確にしたものでございまして、その意味ではだいま先生のおっしゃるとおりでございます。

○茂串政府委員 私は、ただいま御答弁申し上げましたように、その場合に全く憲法に違反しない

ということは言つておりません。すなわち、再三になりますけれども、公費によつて玉ぐし料を支

出すればそれは公式参拝という性格を帯びてしまふのではないか、そうなれば、政府統一見解で申

し上げておりますように、違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという形の参拝になるわけ

になりますけれども、公費によつて玉ぐし料を支

も明確ではない。もう一度その点、明確に御答弁していただきたい。

○中西國務大臣 まだ速記録がきちつとした印刷になつてない段階でございますが、私の記憶しておるとおり申し上げますと、今の玉ぐし料について、公の参拝あるいは私的参拝というまくらの言葉は私は使っていません。玉ぐし料一般について申し上げたのです。

そのことはどういうことかといいますと、内藤功議員が津の体育館の起工式の最高裁判決、あの中で、たしか財政的な援助というものが特定の宗教に対する助長、援助または他宗教に対する圧迫、干渉、ということになるというふうに書いてある、そういう御引用がございました。そのことについて私は、玉ぐし料というものがそういった意味での特定の宗教に対する援助、助長、促進あるいは他宗教に対する圧迫、干渉になるとは思えない、さらにそのまくらがございまして、個人的な見解でまだよく煮詰まっておりませんが、そういったふうに思われます、こういうことを申し上げたのでございます。

なお、もう一つは、特定の宗教に対する公的な援助といいますか、そういうものに関連して内藤さんが引用されたお話の中で、判決文の中でもういうことを言っておられます。日本人の宗教観といいますか、大変寛容であるということを私が言つたのですけれども、そのこととかわりがあるのですが、日本人の宗教観というのは極めて無節操である、神と人の区別がつかない特異な民族であるというやうことを引用なさいました。このことについて私は、一神教的な立場からならばそう言えるかもしれないけれども、日本人の宗教観からいうといかがなものでございましょうかといふふうに、その二点を申し上げたのでございます。

○鈴切委員 法制局長官、私的参拝とか公的参拝といふものは別問題いたしまして、一宗教団体に公金支出をするということについては憲法に違反する、こう明確に御答弁ができるのでございますか、その点はどうですか。

○茂串政府委員 いろいろ前提になる要件がある

うかと思ひますけれども、およそ宗教団体に公金

支出の条件がいろいろあると思いますけれども、例

えば津の地鎮祭判決におきましても、額の多少は

問わないわけ

でございまして、その支出金の性格

とか、その他その支出の原因となつた行為の目的

とか効果というものの照らしまして、あの場合、

人に対しまして私学助成という觀点から公金を支

出するということは認められており、また現に相

当の額が支出されておるわけでございまして、お

よそ頭から公費は宗教法人には一円なりとも出し

てはならないということではないわけでございま

す。

それから第二に、今中西長官が言われましたよ

うに、津の地鎮祭判決におきましても、憲法八十

九条のいわゆる宗教法人に対する財政援助等にか

かわる判断の部分がございまして、そこでいろいろと基準を掲げております。その判断基準につ

て非常に一般論で申しておるわけでございま

すが、一般論で申しますと、その判断基準につ

とて公金が出せるか出せないかということが決

まるという面もあるうかと思います。

○鈴切委員 文化財の保護のためにとか、あるい

は私学振興あるいは学校法人とか、そういうう

えます。

○鈴切委員 それは、靖国神社に玉ぐし料とし

て公金が支出された場合には、その参拝が公式参拝になつてしまふということになるわけでございまして、これは前から申し上げておるところでたびたび申し上げて恐縮でございますが、そのようなふうに我々は考えております。

○鈴切委員 本当に全然あなた、答弁になつてしませんね。こういうふうな論議を根底にして言ふうに

らば、靖国神社の公式参拝に道を開こうというの

が、これは要するに政府の考え方であり、今の法

制局の長官の御答弁ですね。これが意図なんですか。今回いろいろ勉強しようというの、そういう

ことを勉強しようというのですか。

○鈴切委員 ただいま御質問のありました点

は、これは從来から議論されておりますところの

いわゆる宗教法人に対する国家護持の問題であ

ります。

それからまた、総務長官、先ほどあなた個人的

だと言われますけれども、少なくともそこにお座

りになつて御答弁されるというの、そんな個人

的なそういうことをおつしやる問題じゃないので

すよ。だからそういう問題から考えて、総務長

官、この問題については本当に物すごく疑惑を残

していると私は思うのですよ。各閣僚がそれぞれ

ばらばらにこの問題についての見解を述べるとい

うことは、好ましいことであるかどうか、お伺いいたします。官房長官、好ましいことかどうか。

ただ、先ほど申し上げましたように、公金の支

出の条件がいろいろあると思いますけれども、例

えば津の地鎮祭判決におきまして、その支出金の性格

とか、その他その支出の原因となつた行為の目的

とか効果というものの照らしまして、あの場合、

津地鎮祭判決における公金の支出も合憲というよ

うな結論が出ておるわけでございまして、そのよ

うなケースも間々ある、こういうことであろうと

思いまして、これはやはりケース・バイ・ケース

で判断せざるを得ない問題であろう、かように考

えます。

○鈴切委員 それは、靖国神社に玉ぐし料とし

て公金が支出された場合には、その参拝が公式参拝になつてしまふということになるわけでございまして、これはんじやないですかということは、どうでしょ

う。

○鈴切委員 それは、靖国神社に玉ぐし料とし

て公金が支出された場合には、その参拝が公式参拝になつてしまふということになるわけでございまして、これはんじやないですかということは、どうでしょ</

的な考え方と申しますか判断基準が示されておる
わけでございます。

その点は、「当該支出金を支出することの目的的効果及び支出金の性質、額等から見て、その支出自体が特定の宗教組織または宗教団体に対する財政援助的な支出であるかどうか、また支出の原因となる行為がわが国の社会的、文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超えるものであつて、その行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長または圧迫、干渉等になるものであるかどうか、そういうものによって合憲か違憲かを定めるべきである」というのが津の地鎮祭判決の八十九条の見解でございます。

和ともほは政府でこきしますから、したかしまして最高裁の判決を遵守し、それに従つて行政を行ふというふうに心得ておりますので、ただいま申請し上げましたような最高裁の判決には私どもも当然に従わなければならない、またそれによって行政は運営されなければならない、かように考えておる次第でございます。(発言する者あり)

○片岡委員長 速記中止
法制局長官。 速記を始めて。

（お詫び申す） 稲の答弁が若干足らなかつた部分があろうかと思ひますので、御答弁を補足させていただきます。

先ほど津の地鎮祭判決の趣旨を申し上げました
が、いわゆる憲法第八十九条に抵触するかどうか
というこの判断基準はまさに津の地鎮祭判決が
述べておるところでございまして、我々といいたし
ましてもこれによつて判断をせざるを得ないわけ
でござりますが、先ほど統一見解でも申し上げま
したように、公式参拝そのものがなお合憲である
か違憲であるかということについては断定せず、
違憲ではないかとの疑いをなお否定できないとい
う統一見解になつておるわけでございまして、こ
のいわゆる玉ぐし料の神社に対する公費による支
出、これも全くそれと同じような意味合いにおき

基本的な考え方をお伺いいたします。

○中西国務大臣 五十九年度の恩給改善、今お話がございましたが、公務員の給与改善が基礎となる

います。そういうことを踏まえてこれから最大限の努力をしてまいりたい、かように考えております。

からこいもしたが、全員の総と合算たま額とを
つて計算をしておるわけでござります。経済事情
へ交つて三ヶ月、月々の貯蓄は直、生計

も変わりましたし、年金、恩給の実質価値を維持したいことがあるって、そのようにいたして

五十六年以来の三年間の結果を見ますと、人勧に
あると、いうように私は考えておりますけれども、

約二%を組み込んだということです。

恩給、普通扶助料の最低保障額の改善など、経済的に弱い立場にある者に対する恩給を改善すると

いうことを基本的な柱といたしたわけでございま
す。

○鈴切委員 恩給改定の方式は、数回の変遷を経

で五十一年七月から現在の給与回扁分析方式に切りかえられて定着をしてきたところであります

が、公務員給与の改定が直接恩給や年金にはね返ってくるわけでありますから、二百三十万人の恩

給受給者は直接的な大きな影響を受けてしまいます。

そこで、恩給改善と密接な関係にある人事院勧告の又いわば重視する。

告の取り扱いが重要なポイントとなるわけでありますが、一昨年は凍結、昨年は財政難を理由に

六・四%の勧告を値切つて平均約二%の実施となっております。恩給の生活者にとっては非常に苦

しいことを余儀なくされておりますけれども、政府は五十九年度人事院勧告をどうふうて受け

扱う考えでおられますか。きょうはまた給与閣僚会議が寺川ら二、三の議論を出し、出

会議が持たれる、というわけてござりますが、怒らしくそのときに人事院勧告の取り扱い等についても

お話をあるんじゃないかと思いますが、どういうふうに取り扱いますか。

○中西国務大臣 五十九年度の人勅について関連したお話をござります。

私どもは四月の四日、関係労働団体に対しまして、事実労働基準法を重んじて、労働に従事する

で人事院勧告制度尊重の基本姿勢に立てて完全実施に向けて誠意をもつて取り組みますというお答

えをいたしました経過は、御承知のとおりでござ

せんけれども、しかし、やはり公務員も生活をしている。家へ帰れば父親であり、また人の子であります。いつまでも我慢を強いるということになりますと大変に不満がうつせきしまして、これは必ずしも関係にひびが入るばかりでなく、非常に氣まずい思い、あるいはまた、どちらかというとやり切れないような思いになつてくるんじゃないかな私は思います。

先般実は総務長官に私が、今回の人事院勧告、五十九年度は完全実施しませんか、こういうことを御質問申し上げましたところ、長官は、前の総務長官以上に努力をする、こういうふうに御答弁されましたけれども、この人事院勧告完全実施に対するは、総務長官すなわち給与担当大臣としてはどのような決意、そしてまた、完全実施にたどり努力すると言ふんでは、いつもいつも努力すると言われながら結局は最後は切られるということなんですが、こういうことが続くということはいわゆる人事院の第三者機関としての存立すら危なくなつてくる問題である、こう私は思うのですが、その点について大臣はどうお考えでしょうか。

○中西國務大臣 人事院制度は歴史は古くなりま

したが、いろいろな変遷をして、世界に類のない官

民給与の比較を正確に出してくださる成熟した制

度だと私は思つております。そういった意味で、

五十七年、八年あるような経過がござりますが、

そういつたようなことが五十九年また起ころとい

うようなことは何としても避けたい、そのためによ

うふうに理解いたしております。

○鈴切委員 もう三年も不完全実施が続くとい

ことについて非常に問題を残しているわけですか

らね。ことしは、人事院勧告完全実施に向かつて

担当大臣としては全力を擧げてまいります、

ぐらいのことは少なくとも言えませんかな。

○中西國務大臣 先般の四月四日、御承知のとお

りでございますが、五十九年度の人事院勧告、伸

裁裁定が出された場合には、その制度を維持尊重

するとの基本姿勢を堅持してという基本姿勢に立

ちまして完全実施に向けて誠意をもつて取り組む、これは政府全体でそう決めましたので、そります。いつまでも我慢を強いるということになりますと大変に不満がうつせきしまして、これは必ずしも関係にひびが入るばかりでなく、非常に氣まずい思い、あるいはまた、どちらかというとやり切れないような思いになつてくるんじゃないかな私は思います。

○鈴切委員 人事院総裁に若干お伺いいたします。

○鈴切委員 お答え申し上げます。

○鈴切委員 たびたび申し上げておりますし、また鈴切先生

も十分御存じのよう、人事院といふものの組織

の性格、これはいわば政府に対しても第三者的な

立場に立つて厳正公平な判断を下していくか

が、ばならないという任務を持つて、そういう機能を

果たしておるところでございます。同時にそれ

は、国家公務員という多数の公務員にかかる給

与その他の勤務条件について、いわば代替機能を

果たしておるものでございます。そういうふうな

は、単に政府にだけ申し上げて政府の御判断に任

せるというだけではなく、同時に国会にも勧告を

申し上げて、国会におきましても十分な審議をし

ていただき、願わくは完全な実施ということも

御決定をいただけるよう、恐らくそういう御

の御決定をしておる意味合いであります、こうい

うふうに理解いたしております。

○鈴切委員 五十八年度の恩給費が一兆七千三百

五十八億円になりましたが、五十九年度の恩給費

は一兆七千二百八十八億円と七十億円も少くなくな

ったというわけであります。これはどういう理由な

のか。また、一般会計に占める五十八年度、五十

九年度の割合はどうなつてしまふか。

○和田政府委員 昭和五十九年度の恩給費予算が

前年度に対しまして七十億円減少しております原

因でございますけれども、これは、五十八年度に

おきました、公務員給与の改定が見送られたことに伴いまして恩給年額の増額措置がなかつた、要するにベースアップがなかつたということ、それ

といった方向で進みたい、かように思います。

○鈴切委員 人事院総裁に若干お伺いいたします。

○鈴切委員 お答え申し上げます。

○鈴切委員 たびたび申し上げておりますし、また鈴切先生

も十分御存じのよう、人事院といふものの組織

の性格、これはいわば政府に対しても第三者的な

立場に立つて厳正公平な判断を下していくか

が、ばならないという任務を持つて、そういう機能を

果たしておるところでございます。同時にそれ

は、国家公務員という多数の公務員にかかる給

与その他の勤務条件について、いわば代替機能を

果たしておるものでございます。そういうふうな

は、単に政府にだけ申し上げて政府の御判断に任

せるというだけではなく、同時に国会にも勧告を

申し上げて、国会におきましても十分な審議をし

ていただき、願わくは完全な実施ということも

御決定をいただけるよう、恐らくそういう御

の御決定をしておる意味合いであります、こうい

うふうに理解いたしております。

○鈴切委員 今までたびたび私の見解を申

し上げておりますが、今御質問いただきまし

たよう、今年度の人事院勧告は間もなく調査に

着手いたしたいと思っております。その結果、諸

般の精密な調査結果を分析して官民の給与の比較

をいたし、そこに較差が出てまいりますれば、そ

れを勧告いたすことと考えております。その較差

の中には、恐らくは凍結あるいは抑制というふう

なことの結果が反映してくるのは当然だろうと考

えております。それはやってみないとまだ数字等

をもつて申し上げることはできませんけれども、

そういうふうに思います。

○鈴切委員 そのうえ、較差が出ました上は、私どもと

しては当然に、これは公務員の重要な給与の問題

でござりますから何としても政府及び国会におい

て完全実施していただくというふうにお願いをし

なければなりませんし、努力をして政府なり国会

に御理解をいただくよう何かいい方途がもあ

れば、さらにそういうことも考えて代償機能を期

待されておる人事院としての任務を尽くさなければ

いけない、こういうふうに考えております。

○鈴切委員 結構でございます。御苦労さまで

おきます。

一方、年金、恩給受給者数につきまして実績を基礎として推計いたしました結果、お亡くなりになる等の失権者の数がありまして、失権に伴いまして恩給費の減がございます。要するに、平年度化増が少なかつた、一方で失権者があるということです。七十億円の減ということになった次第でございます。

○鈴切委員 人事院総裁、私も一問お聞きします。

して、それでお帰りになつて結構でございます。

いよいよ春闌もたけなわになつてしまいまして、このとしは昨年よりも若干いいのじやないかと

いうことでござります。そうなりますと当然、今

までは乗せをされるであろう、そして八月に勧告

されるであろうと、いうことになれば、かなり高い

数値が予想されるわけありますが、人事院総裁

としては、これから作業に入られて人事院勧告を

出されるという状況になるわけでありますけれども、今年度人事院として出される人勧について、

政府並びに国会に對してどのようなお考えで御要

望されるのでしょうか。

○内海政府委員 今までたびたび私の見解を申

し上げておりますが、今御質問いただきまし

たよう、今年度の人事院勧告は間もなく調査に

着手いたしたいと思っております。その結果、諸

般の精密な調査結果を分析して官民の給与の比較

をいたし、そこに較差が出てまいりますれば、そ

れを勧告いたすことと考えております。その較差

の中には、恐らくは凍結あるいは抑制というふう

なことの結果が反映してくるのは当然だろうと考

えております。それはやってみないとまだ数字等

をもつて申し上げることはできませんけれども、

そういうふうに思います。

○鈴切委員 そのうえ、較差が出ました上は、私どもと

しては当然に、これは公務員の重要な給与の問題

でござりますから何としても政府及び国会におい

て完全実施していただくというふうにお願いをし

なければなりませんし、努力をして政府なり国会

に御理解をいただくよう何かいい方途がもあ

れば、さらにそういうことも考えて代償機能を期

待されておる人事院としての任務を尽くさなければ

いけない、こういうふうに考えております。

○鈴切委員 結構でございます。御苦労さまで

おきます。

○和田政府委員 まず、恩給受給者数を恩給の種

類ごとに申し上げますと、総計二百二十八万人の

平均年齢と遺族に支給されている平均年齢はどう

いうふうに調査になつておられました。

○鈴切委員 まず、恩給受給者数を恩給の種

類ごとに申し上げますと、総計二百二十八万人の

平均年齢と遺族に支給されている平均年齢はどう

いうふうに調査になつておられました。

○和田政府委員 まず、恩給受給者数を恩給の種

類ごとに申し上げますと、総計二百二十八万人の

平均年齢と遺族に支給されている平均年齢はどう

いうふうに調査になつておられました。

○鈴切委員 まず、恩給受給者数を恩給の種

類ごとに申し上げますと、総計二百二十八

われます。

○鈴切委員

問題は、その戦務甲とか戦務乙といふ問題でありますけれども、これは生命の危険度とかあるいは勤務の苦痛度とか、そういうものによって戦務甲とか乙ということが決められるべきではないかと私は思うのです。だからこそ、あそこは非常に大変であったあるいは生命の危険度が高かつた、こういうことがいつもこの恩給法の中には出てくるわけでございますから、その点についてはどうお思いなんでしょうか。

○和田政府委員 そのような戦地あるいは職務の実態に応じまして、当時の陸海軍省がその程度を判断しまして甲乙その他の公示をしたもの、かよううに考えております。

○鈴切委員 戰務乙とされている中支でございますけれども、湘桂作戦等が展開され激戦のなされた地であります。一師団約一万二千人から一万五千人のうち、熊本の第五十八師団は七千三百六十八名の戦死者を出しております。その他多数の重傷者を出しております。作戦参加人員と戦死者の比率を見ると、五〇%前後の戦死者を出しました中支が実は戦務乙であり、満州とかあるいは朝鮮、香港、九龍半島の作戦参加人員と戦死傷者の割合は一・五%から三・五%になつておりますが、戦務甲というふうになつております。極端な差でありますけれども、両者に見られる不公平というものがいつも問題になつておりますが、こういう点は是正されるべきではないでしようか。

して、これを動かすということは恩給制度の基本に触れる、また相互のバランスというのも一つをいじると全体が変わつてくるというようなこと

から、これを変えるのは非常に困難であるという

のが現在の僕らが考える考え方でございます。

○鈴切委員

やはりこういう恩給を支給するにつけては、公平を旨としなくちやならないと思います。そういう意味からいいまして、非常に公平さを欠くところに実はいろいろ問題があるわけであります。

午前中にも実はシベリア抑留者に関するそういう御質問がありまして、恩給制度上の特例措置として一ヶ月につき一ヶ月の加算がつけられておりまして、甲乙その他の公示をしたもの、かよううに考えております。

アの抑留者については非常に大きかったわけであります。そういうことから考えまして、恩給法の建前から見てもその実情に応じて、一ヶ月につき一ヶ月でありますけれども、抑留といつても強制労働であり、生命的危険度とかあるいは勤務の苦痛度はシベリアの抑留者についても非常に大きかったわけであります。そういうことから考えまして、恩給法の建前から見てもその実情に応じて、一ヶ月につき一ヶ月でありますけれども、その点についてどう判断されますか。

法あるいは引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律等により國の処置は終了したと述べております。

○菊池(眞)政府委員 引揚者の特別交付金の支給の措置は、引揚者が海外においてその生活を支えていた財産あるいは人間関係、生活利益、そういったもの一切のものを喪失したという点に着目をして講じられました特別な措置でございます。第三次在外財産問題審議会の答申におきましても、「そこに居住すること自体によって長い間につしかわれた人間関係、生活利益、誇り、安らぎ等、人間としての生活の最も基本となる支え」は、一定期間引き続いて安定した生活を営むことによつて初めて培われるものであつて、審議会の答申が、在外財産が一定年数未満のものを措置の対象から除外すべきであるとしているのもその趣旨によつて理解しております。しかし、一定年数というものを余り長くしますと、引揚者に対しまして不利益となるということでございますので、最小限ということで一年という年数を要件としたわけでございます。

○鈴切委員

この問題についても問題だと想いますが、その趣旨といいたしましては、終戦によりまして旧陸海軍が解体されまして、その後各地で抑留されておりました方が復員されました際に、未支給の給与を精算するということになるわけでございます。この法律が二十二年に制定されます。終戦時に外地に引き続き一年以上生活の本拠を有していた者という根拠はどういうことなんでしょうね。

○和田政府委員 先生のお気持ちよくわかるわけでございますが、抑留加算を創設いたしました昭和四十年に、抑留の各地の実態、従前の恩給の加算制度との権衡等を考慮いたしました結果、従前の恩給の過疎、不健康地加算の加算率等を考慮して決めるのが適当であるという結論で、抑留期間の一月につき一月ということにいたしたわけでございまして、ある抑留につきましてはこれをふやすという、抑留の実態に応じて差をつけるといふことまでは今到底踏み切ることができないといふのが僕らが現在の考え方でございます。

○鈴切委員 シベリア抑留について私の心情がわかるというよりも、シベリアに抑留された人の心

することができる」となつておりますが、条文の意味はどうしたことなんでしょうか。

○加藤説明員

御説明申し上げます。

○未復員者給与法

未復員者給与法でございますが、昭和二十二年七月から施行されております。二十九年の八月に未帰還者留守家族等援護法に引き継がれておる法律でございまして、その段階で廃止になつております。

この趣旨といいたしましては、終戦によりまして旧陸海軍が解体されまして、その後各地で抑留されておりました方が復員されました際に、未支給の給与を精算するということになるわけでございます。この法律が二十二年に制定されます。終戦時に外地に引き続き一年以上生活の本拠を有していた者という根拠はどういうことなんでしょうね。

○和田政府委員

御説明申し上げます。

○未復員者給与法

法律第百八十二号

でござりますが、昭和二十二年七月から施行されております。二十九年の八月に未帰還者留守家族等援護法に引き継がれておる法律でございまして、その段階で廃止になつております。

○未復員者給与法

法律第百八十二号

でござりますが、昭和二十二年七月から施行されております。二十九年の八月に未帰還者留守家族等援護法に引き継がれておる法律で

になつておりますが、九月から二十二年六月のことの法律の施行の前月までの未払いの給与につきましては、本来旧軍の体系ということとでそれまでに帰られた方は対応しておるわけでございますが、これ以後復員された方については、表を定めまして、従来の階級差ほどではございませんがやはり階級差を設けて、それぞれの表に定める額を支払うということである程度定型化した精算方式をとつておりますし、この方式によることができる、こういう規定でございまして、これによって渡しきり、これでもって全部精算を完了したものと考えられる、こういう趣旨で規定されております。

○鈴切委員 完了したものということでありましたけれども、この未復員者給与法の制定以前には、陸軍給与令や陸軍戦時給与規則あるいは大東亜戦争給与令などがありますけれども、兵隊でソ連抑留者たちの給与については、どういう法律が適用されて支給されておりましようか。

○加藤説明員 ソ連シベリア地区からの引き揚げ開始でございますが、これは昭和二十一年十二月八日から引き揚げ開始になつております。それ以降に復員された方でございますから、これは当時適用されておりました給与規定でございますと、二十一年五月十五日に施行されております在外者給与規程というのがございます。これに基づきまして給与が支給されておりまして、これはその期間によつて違いますけれども、本俸、それから二十年の十一月までは戦地増俸というものがその上に支給されております。それから、二十年の八月までの間につきましては、下士官以上でござりますが普通賞与といふものがついております。これをもつて適用されておるわけでございます。それから二十一年四月以後につきましては同じく在外者給与規程によりまして、二十一年四月以降の期間につきまして俸給のほかに臨時物価手当、臨時家族手当、臨時手当というものが支給されるという形になつております。

令というものについて、これは法律があつて給与を出されているわけでありますけれども、これはいわゆる兵隊でソ連の抑留者たちには支払われていない、こういうことでしようか。

○加藤説明員 その前の段階で、今先生がおつしやいました勅令でございますが、大東亜戦争陸軍にて復員された方は未支給給与については、今申し上げました各種勅令で支払われております。ただ、ソ連に抑留されました方は一番早くソ連からお帰りになつた方で二十一年十二月八日でござりますので、その段階で未支給給与の精算規定は、直接的には在外者給与規程によるわけでござりますが、ただ、これらの方々でも、ソ連に抑留される前には今申し上げましたような勅令に基づいて給与が支払われておつたわけでございます。

○鈴切委員 ソ連に抑留されているときには給与は何にも支払われていなかつた、こういうことですか。

○加藤説明員 おっしゃるとおりで、直接お手渡しすることはできないわけでございまして、支払われておりませんで、復員されましたときに精算する。今私申し上げておりましたのは、未支給給与の精算方式について御説明したわけでございます。

○鈴切委員 それじゃその給与といふものは、ソビエトから帰還したときには全員に全部支払われているのか、あるいは支払われていないという例もあるのか、その点はどうなんでしょう。

○加藤説明員 制度といたしましては、復員されましたときにそれぞれ上陸地におきまして未支給与の精算をし、そこから一種の書面等を出しまして、それぞれ住居地に帰りましたときに住居地の民生部局を通じてお金を払う、こういう制度になつておりました。その制度を見る限りにおきま

しては、帰郷旅費とこう言つておりますが、そぞろにいうものと一緒に精算するということになつておりますので、漏れはないものと考へております。ただし、私ども局の方には時折、未支給給与等をまだもらつておらないという方が、ごく少数ではございますが、そういうお話をなさる方が来られることは事実でござります。

○鈴切委員 実はそこに問題があるわけであつて、皆さん方の立場から言いますと、帰つてきただときに精算をした、あるいはまた留守居家族に支給をしたということをよく言われるわけですがけれども、全然もらっていないという方だって実際にはかなりいるわけです。そういうふうなことは、ほとんどその当時のことなんですかけれども、そちらの方ではいわゆる支払いについては当然らかの証拠とかそういうものはみんなそろえてあると思いますけれども、そういう証拠等についてももちろん閲覧とか、そういうものはできるようになつてゐるのでしようか。

○加藤説明員 そういうケースが参りましたときは、私どもとしまして個別のケースごとに御相談をいたしましたし、必要があれば当時の資料も調査をいたしたい、また御本人の方からも当時の御事情を十分に伺いたい、かように考えております。

○鈴切委員 もう戦後非常に長い間たつて、今そういう証拠を示せと言われてもなかなか大変であります。言うならば、そのためになかなかできないといふ場合もあるわけとして、実際にまだ支払われていないという声も実は聞くわけです。

そこで、ソ連における日本人捕虜のいわゆる給養費については、日本政府がソ連に対しても当時の額で月額四百五十六ルーブル支払うべきものでありますけれども、日本人捕虜としては当時の労働賃金より差し引かれておりまして、昭和三十一年、塙島総理大臣がソ連を訪問した折、日ソともにすべての請求権を放棄したという経緯があるわけでありますけれども、日本人捕虜としては当時の労働賃金の支払いを日本政府に要求する権利があると周うし、政府は当然それに対する支払わなければならぬことは事実でござります。

られない義務があるというように思うのですけれども、総務長官、その点についてはどう思いますか。

○堺河政府委員 一般的に申しまして、さきの大戦に関しましては、戦中戦後にかけましてすべての国民が、程度の差こそあれ、生命とか身体あるいは財産上の犠牲を余儀なくされてきたわけでございまして、大変お氣の毒ではございますけれども、こういう戦争損害というものは国民の一人一人に受けとめていただかざるを得ない、こういうふうなものと考えてきておるわけでございまして、政府といつしましては、ソ連の強制抑留者に補償すべき法律上の義務があるとは考えていい、こういうものでござります。

今お話をございました抑留者の給養費、いわば衣食住の経費の件でございますが、たしか明治四十年にできましたハーベーク陸戰法規におきましては、この条約の解釈等につきましては私ども総理府が所管するものではございませんけれども、聞くところによりますと、当時國際慣習法として確立しておりますこのハーベーク陸戰法規におきましては、俘虜の給養は抑留国が行う、こういうふうにされていたと承知いたしております。したがいまして、日本国がこれを補償するとかというふうな問題は出てこないと存じております。

ただ、ソ連によります強制抑留は、ボンダム宣言の第九項等に違反したものと考えられますけれども、日ソ共同宣言の第六項によりまして、この問題は日ソ両国間におきまして、国の間におきましては既に請求権の相互放棄という形で決着済みになつておる、かようによ承知いたしております。

○鈴切委員 いわゆる請求権を放棄したという点によって政府はすべてを片づけているわけでありますけれども、実際にそれじゃソビエトの抑留者の方々は、それによつて自分が働いた対価である労働賃金まで言つならば全部放棄をしてしまつたということになつておる。これは政府自体がそういう処置をとつたわけですから、これは政府 자체が戦後処理の中において何らか考へてあげなく

ぢやならない問題ぢやないでしようか。だからこそ、シベリアの抑留者の問題については戦後処理

問題においても問題になつて、今現在政府としても戦後処理問題懇談會で検討されているのは、そういうふうな不公平が行われているということに問題があるんじゃないですか。

○禿河政府委員 私が今申し上げておりますのは、法律ないし条約の解釈に基づく論議でございまして、繰り返して恐縮でございますけれども、先ほど申し上げました日ソ共同宣言第六項の規定によります請求権の放棄というものの法的な考え方といたしましては、これは国家自身の請求権を除きますと、いわば外交保護権の放棄ということになります。

でございまして、日本国臣が個人として有します請求権を放棄したものではないと、いうのが従来からの見解でございます。それはまた、いわゆる戦争損害の一項に属するものであつて、法律論といつたしましては、これに対する補償は日本国が行うべきことについては消極的にならざるを得ない、こういう事柄であると存じております。

して政府としては何らか、ソビエトで抑留された方々の御労苦というのに報いるというのが政治家

としての務めじゃないかと私は思うのですが、これは総務長官、どう思いますか。

○中西國務大臣 そういった先生の御意見、またソビエトで長期にわたり苦労なさった方々の御要望

望に根拠がないことは申し上げることはできないと思ひます。ただ、そういった方々だけのことを考へたらしいのかということになると、ほかにもいろいろな戦争損害を受けた方々もたくさんいらっしゃる。そういう全体のことを含めて、いま戦後処理懇意會相談をいただいておるところでござります。先ほど来触れましたが、若干の御意見も始めておりまして、そういった方々の御意見をちょうだいした上で我々としては態度を決めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

いします。
公的年金制度の改革に伴つて年金の一元化が将来に向けて動き始めておりますが、恩給は年々少しづつ減少してきており、将来的に公的年金と恩給は統合され、恩給が減額されて支給される可能性もないとは言えないというふうに感じます。ま

た、その点を懸念する向きも国民の中には非常に多いわけでありますから、政府は軍人恩給と公的年金との関係については、将来の方向性をどのようにお考えになつておられますか。

○和田政府委員 公的年金の統合一元化等につきまして、次第に施策が進められつつあるというところは先生の御指摘のとおりでござります。

ある点がでてきますれば、必要な検討は行うというのが政府の態度でございますが、年金一元化の問題についてもこの二点を参考にいたしまして、二つとい

中は統一して一緒に元化してしまう。こういふことはないということです。

月十六日で十九回になつたわけでありますか、残すところ約二カ月余りとなりまして、その結論に向けての討議が行われているのではないかと思ひます。シベリア抑留者の問題とか在外財産の問題、そして恩給欠格者の問題について、関係官庁及び関係諸団体よりヒアリングを行い、自由討議を重ねてきていると聞いておりますが、政府としては、基本的にはいつどうをかどとして憲見書な

○禿河政府委員 具体的にいつちょうどできるかということは、私どもは現段階でまだ申し上げるわけにはまいりませんが、事柄の性格から見て大変難しい問題をこれから議論しなくてはならぬり回答をもらうようにお願いをしているのでありますか。

そういうことから、懇談会のメンバーの先生方はおむね二年ぐらいは必要であろうという感じで出発をいたしております。したがいまして私どもといたしましては、何とか御検討を急いでいただきまして、この夏ぐらいまでにはその御意見を取りまとめてちょうどいいできるのではないか、かようになります。

的諮問機関でありまして、行管厅と総理府が統合して発足する総務厅長官の諮問機関ではないわけあります。懇談会として総務長官に意見書を出しても、夏をかどなんといふうにおっしゃる

つたわけありますけれども、最大限おこらしても実際には六月三十日以降にはなり得ないと私は思ひます。しかし、多田里子さんは見張りを務めています。

の二つの組織を統合再編いたしまして、この七月一日から新しく総務庁が発足いたします。なお、これまでございましたけれども、七月一日以降

スリムな形にはなりませんけれども七月一日臨も新しい総理府は残ります。ただ、総務長官は廃止ということになつておりますので、七月一日はな降は現在の行政管理庁長官と総理府総務長官はな

くなりまして、大臣といだしましては新しく総務
庁長官お一人ということに相なるわけでございま
す。ただ、新しい総理府を統括される大臣は官房
長官ということになることが決まつておりますの
で、もしこの六月三十日までに御意見が寄せられ
ないということになりますと、この懇談会の関係
は通常、官房長官が御担当になられる、官房長官
の私的懇談会と、いう形にならうかと現在考えてお

ただ、いざれにいたしましても、仮に七月一日
以降存続ということになりましても、この庶務の
関係は引き続き總理府の審議室が担当してまいり
ますので、その御検討に支障を来さないよう私
ども十分心がけてまいりたい、かようと考えてお
ります。

○鈴切委員 実は二年前に職後処理問題懇談会が発足して、総務長官の私的諮問機関という形でつくられたわけですから、それは当然総務長官にやるまい、これは別途へお受け取りするというふうなことになります。

ことになつて、全くあいまいな形になつてしまふ。だから、一つのめどをつけるという意味においては、本来的には六月三十日までに結論を出すべきが当然だと私は思うのですね。

そこで、総務長官の私の諮問機関が今回の戦後処理問題懇談会でありますけれども、私の諮問機関と公的諮問機関との違いはどこにあるのでしょうか

うか。また、答申なり意見書の取り扱いについて
は、私的諮問機関と公的諮問機関との対応の仕方

す。これに対しまして、懇談会等と申しますのは、有識者の参集を求めて開催をする行政運営上の会合、こういうものでございますが、その設置の法的な根拠といつものがないのが私的懇談会といふ法律上の区別になるかと思います。

こういう差を受けまして、行組法八条の機関としての審議会等にありましては、それを構成いたしましたところの個々の委員の意思とは別の、合議機関という形をとりますので、その合議機関そのものの意思というものが答申等の形で公の権威をもつて表明される、こういうものでございます。

これに対しまして私的懇談会の場合は、合議機関としての意思が公の権威をもつて表明されるといふのではなくて、有識者による意見交換あるいは懇談というふうな場にとどまるということに相なります。したがいまして、そこで示されますところの有識者の御意見につきましては、あくまでも行政運営上の参考意見として受けとめ、これを活用するということになろうかと存じます。

戦後処理問題懇談会につきましては、従来からそのような両者の差といふものを踏まえながらその運営に当たってきたところでございまして、懇談会において今後取りまとめられますであろう意見につきましても、政府としてはそういう点を踏まえて対処する必要があろうかと考えております。

繰り返すようですが、こういうふうに懇談会の運営とか意見の取りまとめに当たりましては、そういう法制度上の差異といふものを考えながら、意思決定機関と紛らわしいものとならないよう留意しているところでございますけれども、その御意見の内容につきましては非常に参考となるべき貴重な御意見が寄せられるであろう、かように期待いたしております次第でございます。

○鈴切委員 意見書の内容が出された場合、従来の政府の方針とは違った内容のものがあったとしても、それはそれとしてお話を聞きまししたでは済まされない問題ですが、その点では意見書を尊重するという立場を貫いていかれるのでしょうか

か。その点はどうなのでしょうか。

○荒河政府委員 今私が申し上げましたのは、いろいろ各方面でも御講論がありました。公的なと申しますか法律に基づく審議会といつものと行政運営上の会合である懇談会といつものとの取り扱いの差を政府は十分留意していかなければなりません。

機関といつ形をとりますので、その合議機関そのものの意思といつものが答申等の形で公の権威をもつて表明される、こういうものでございます。

これに対しまして私的懇談会の場合は、合議機関としての意思が公の権威をもつて表明されるといふのではなくて、有識者による意見交換あるいは懇談というふうな場にとどまるということに相なります。したがいまして、そこで示されますところの有識者の御意見につきましては、あくまでも行政運営上の参考意見として受けとめ、これを活用するということになろうかと存じます。

戦後処理問題懇談会につきましては、従来からそのような両者の差といふものを踏まえながらその運営に当たってきたところでございまして、懇談会において今後取りまとめられますであろう意見につきましても、政府としてはそういう点を踏まえて対処する必要があろうかと考えております。

繰り返すようですが、こういうふうに懇談会の運営とか意見の取りまとめに当たりましては、そういう法制度上の差異といふものを考えながら、意思決定機関と紛らわしいものとならないよう留意しているところでございますけれども、その御意見の内容につきましては非常に参考となるべき貴重な御意見が寄せられるであろう、かのように期待いたしております次第でございます。

○鈴切委員 私の時間が暮りましたので、質疑を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○岡田委員 田中慶秋君。
○中西国務大臣 最後ですが、その御意見をちょっとお聞かせください。

○鈴切委員 最後ですが、その御意見をちょっとお聞かせください。

○中西国務大臣 最後ですが、その御意見をちょっとお聞かせください。

○鈴切委員 最後ですが、その御意見をちょっとお聞かせください。

が、端的に申しまして、恩給受給者が恩給種類別に一体何人いるかというものが一番基本になると思っています。これにつきまして、昭和五十九年度予算で考えております年金恩給の受給者は総数約二百二十八万人でございまして、そのうち旧軍人といふものが二百十五万人、全体の九四%でございまして、残り六%の約十三万人が文官でございま

す。これを恩給種類別に見ますと、御本人が受けたおられます普通恩給の受給者が約百十六万人で、全体の約半数の五一%を占めております。御遺族が受けたおられます扶助料、これが約百万人で、全体の四四%，その他の五%が傷病恩給を受けておられます約十二万人の方でございます。数から言いますとこういう状態でございます。

○田中(慶)委員 今、概算三百三十万、こういう形で御説明をいただいたわけですが、今後この推移はどうなっていくのか。当然だんだん減っていくわけですから、昭和七十五年、二十一世紀重というぐらいの立場はとれないのでしょうか。

○田中(慶)委員 二年にわたって御講論いたしましたが、政府は出てきたものに対しても尊重というぐらいの立場はとれないのでしょうか。

計をさらにつくつていきたい、かよう考えておられます。

○田中(慶)委員 先ほど、軍人と文官それぞれ数字を出させていただきましたが、これらの平均年齢はどの程度になっておりますか。

○和田政府委員 年齢で申し上げますと、昭和五十八年三月末の恩給統計によりますと、受給者全部の平均年齢は六十九歳でございます。これを文官と旧軍人に分けてみますと、文官の総平均年齢は七十六・七歳、旧軍人の総平均年齢は六十八・五歳ということになっております。これをもう少し細かく見ますと、御本人が受けたおられます普通恩給の受給者で見ますと、文官の方は平均年齢七十七・四歳、旧軍人の方は六十五・八歳、かよくな状態でございます。

○田中(慶)委員 それから、御遺族が受けたおられます普通扶助料をとつてみると、文官の方は平均年齢七十六・七歳、旧軍人の方は六十五・八歳、かよくな状態でございます。

○田中(慶)委員 それから、御遺族が受けたおられます普通扶助料をとつてみると、文官の方は平均年齢七十七・四歳、旧軍人の方は六十五・八歳、かよくな状態でございます。

ます。

○田中(慶)委員 基本的な考え方で長官にお伺いしたいわけですけれども、恩給の改定の基本的な問題として、今公務員の給与改定の二ヵ云々という問題がございました。確かにそれも経済変動の一つかもわかりません。しかし基本的には、法の精神には物価上昇というものが含まれているような気がするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

〔委員長退席、深谷委員長代理着席〕

○和田政府委員 恩給の年額の改定につきましては、恩給法の二条ノ二という規定がございまして、ここで「年金タル恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、國家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」、こういうことが規定されてございまして、経済諸事情を総合勘案する。

で、公務員給与改定の結果と申しますのは、結局、民間の賃金水準あるいは物価変動等が底にあります。その他の諸事情を総合勘案いたしまして公務員給与の決定がなされておりますので、これが指標を総合的に見る最もよい手段であろう。特に恩給は公務員の退職者に対する年金でございますので、国家公務員給与改定の結果を総合的な指標のあらわれとしまして用いるといふ考え方でここずっとまいっている次第でござります。

○田中(慶)委員 今の説明でも明らかのように、恩給のベースアップの改定というのは、少なくとも公務員給与の改善を基礎として増額をされるというが基本的な姿勢であるということが明確になつたわけであります。

そこで、この実施時期についてでありますけれども、昨年の改正法案の審議の際にも附帯決議がされ、五十八年四月二十六日、七項目にわたりて附帯決議がされたわけであります。「現職公務員の給与との遅れをなくすよう」、こういう決議もございました。同時に、現時点においてはこの

おくれているものが約一年、十一ヵ月のおくれを来しているわけですから、これらについてどう

いうお考えになつておられるのか。苦労されて前倒しにされたということについては、「恩給の実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること」という御決議がなされておるわけでござります。

私ども、今申し上げましたように、恩給年額の改定につきましては現職公務員の給与改定の結果を指標といたしましてベースアップしておる。その指標といたしまして現職公務員の給与といふのは、昭和五十九年で申し上げますと前年の昭和五十八年度の公務員の給与の改定を指標といたしまして、これが前年度のを用いるから一年おくれるので、これが前年度のを用いるから一年おくれたので、これを前年度の公務員給与を指標として恩給のベースアップをつと統けてやつてきた、まあ去年は例外でございますが、やってきたという事実の積み重ねがございますので、恩給年額の水準そのものがいわゆる一年おくれになつておられるかという指標のとり方の問題でござります。そのところではあります、今後とも附帯決議の考え方につきましてはこれを尊重して真剣に検討しなければならない、かように思います。

○田中(慶)委員 そうしますと、昨年の四月二十六日に七項目にわたる附帯決議がされたわけでありますけれども、これらについてその後どうなつておられるのか、検討の結果をお答えいただきたいと思います。

○和田政府委員 附帯決議のうち、私ども恩給局の所管しております事項についての検討結果を御報告申し上げます。

第一点の、恩給の実施時期の問題につきましては、ただいま御答弁申し上げたとおりでございまして、恩給のベースアップがなかったという特殊事情を勘案いたしまして、特に本年度限りの特例といたしましてさらには四月実施ということが実現してまいりましたが、次第に前進いたしまして、昭和五十二年度からは五月実施ということが実現してまいりました。ただし御答弁申し上げたとおりでございまして、恩給の最低保障の制度は、他の公的年金制度に倣いまして、公務員として長期勤務したにもかかわらず恩給額が低いというものについてそれを改善する趣旨から昭和四十一年度に設けられたものでございまして、最低保障額の改善につきましては、厚生省の方があろうかと思われますが、他の公的年金制度との関連等も考慮しつつ慎重な検討を要する間

題であるというふうに考えております。

○田中(慶)委員 今の説明でも一年おくれであることは明らかでありますし、二ヵ月ほど御等を勘案いたしましてその額を定めてきたところでございます。昭和五十九年度の恩給の改定につきましても、公務扶助料あるいは普通扶助料等の最低保障額につきましては、通常の二倍のベースアップ以上に上積みをいたしまして改定を法律案に盛り込んでおる次第でございます。

次に、「扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること」という御決議がござります。扶助料の給付水準の改善につきましては、基礎俸給の格上げとか加算年を金額計算へ導入するとか、寡婦加算制度を取り入れるといったような優遇措置を御決議の趣旨に沿いまして順次講じてまいったところでございまして、また昭和五十二年度以降は特にその最低保障額の改善に努めてまいりまして、現在では、寡婦加算を含めますと暫どまらず、公的年金制度全般にわたる大きな問題でござりますので、今後とも慎重な検討が必要であるというふうに考えておるところでございま

す。

○中西國務大臣 御意見のとおり、附帯決議の重さ、権威ということについては同様に考えます。そういう意味でいろいろ努力をしてまいつておられるところでありますが、今後とも附帯決議の考え方につきましてはこれを尊重して真剣に検討しなければならない、かように思います。

○田中(慶)委員 そうしますと、昭和四十一年度に七項目にわたる附帯決議がされたわけでありますけれども、これらについてその後どうなつておられるのか、検討の結果をお答えいただきたいと思います。

○和田政府委員 附帯決議のうち、私ども恩給局の所管しております事項についての検討結果を御報告申し上げます。

第一点の、恩給の実施時期の問題につきましては、ただいま御答弁申し上げたとおりでございまして、恩給のベースアップがなかったという特殊事情を勘案いたしまして、特に本年度限りの特例といたしましてさらには四月実施ということが実現してまいりましたが、次第に前進いたしまして、昭和五十二年度からは五月実施ということが実現してまいりました。ただし御答弁申し上げたとおりでございまして、恩給の最低保障の制度は、他の公的年金制度に倣いまして、公務員として長期勤務したにもかかわらず恩給額が低いというものについてそれを改善する趣旨から昭和四十一年度に設けられたものでございまして、最低保障額の改善につきましては、厚生省の特殊法人、特殊機関等が存在しましたが、これらにつきましては、組織の沿革、機関の性格、人事交流の実態等、総合的に勘案しても、それから

また内地における同様な国策会社等についての通算を認めていないこととの均衡を考慮いたしましても、通常の対象とすることは適当ではないというものが現在の考え方でございます。

は、以上のとおりでございます。
○田中(慶)委員 ほかにもこの戦地勤務に服した
旧日赤看護婦等の問題について御答弁をいただき
たいわけですし、恩給受給者に対する老齢福祉年
金等の支給制度の問題についての慣例、あるいは
また現在問題となつてゐる日本の国籍を持つてい
た旧軍人軍属の諸案件の問題等、これらについて
どうなつておりますか。

陸海軍の看護婦の関係でございますが、この慰労金は、先生御承知のように女性の身でありながら戦時中非常に御苦勞なさつた、その御苦勞を少しでも慰労したいということとられた特別の措置でござります。したがいまして、恩給とか国民年金、そういう年金とは性格が異なつてゐるという問題がございますので、恩給のようにベースアップをするというのは非常に難しい問題である、かように考えております。

しかし、今後の取り扱いでございますが、附帯決議等もいただいております。社会経済の変化等を見ながら、今後とも引き続き検討をさせていただきたいと考へております。

○田中(慶)委員 ほかの答弁がまだ残余している

労働金問題であります。少なくとも今の制度そのものが、御案内のように年数加算その他のことと含めて区分しながら十万から三十万までという範囲の中へ支給されているわけであります。しかし、例えれば衛生兵と同じようにそれぞれ戦地でその仕事を従事された人たちあるいはまた従軍看護婦として同様に御労苦された人たちということを考えてもまいりますと、現実にこの十万から三十万の範囲内で、これは昭和五十四年に検討された慰労金制度でありますから、それからもう既に五年もた

つてゐるわけですね。これだけでも、例えば局幹の問題が今回も検討されているのは、公務員のベースアップの改定とか経済の変動によつて、そういう形で見直しをされてゐるわけでしょう。しかも現実にもう既に五年前から考へて物価だけでも二〇%近く上がつてゐるわけです。そうするとこれらに対する見直しもあつてしまふのが寧ろいかと思う。現実には据え置きされているのが事實ですから、この辺に対する見解を述べていただきたいと思います。

○菊池(貞)政府委員 確かに先生お話しのとおりに、旧日赤救護看護婦に対する措置が五十四年に始まられて、陸海軍従軍看護婦が五十六年から始められたわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、この従軍看護婦に対する慰労給付金は若干恩給といつたものと性格が異なるんではないかという考え方を私も持つておるわけでございます。

ただ、そうは申しましても、長い間そのままいいかどうかということは当然話としてあるわけですが、さういふことで社会経済のそういう変動を見つつ引き続き検討をさせていただきたい、かように考へておる次第でございます。

○田中(慶)委員 確かに恩給の関係とは若干異にしても、目的は同じだと思うのです。軍人が病に倒れ、あるいはまた傷害を受けて、その人たちを看護された人たちが國のために働いてきたんでしよう。しかしそれが現実問題として、目的なり勧めてきた事実は評価されていても、それが少なくとも現在の慰労金という形の中で処理されていたのでは、そしてそれが見直しをされないといううことであつては不公平だと思うのです。同時に私どもは、暮らしをする上においても全く同じだと思うのです。あなた、生活をする上において看護婦だつたから、あるいは軍人だつたからといって生活の差がありますか。ないと思うのです。そういう点では当然この見直しはされていい。ですからこそ、附帯決議でも、見直しすべきだ、増額すべきだということでおも附帯決議がなされているのでしょう。

これは全会一致でされておるわけです。ところが若干性格が違うからということで据え置きをされるというのは納得いかない。そういう点でもう一遍答弁をしていただきたいと思うし、さらによつた、これについて善処をしていただきたい。

○菊池(貢)政府委員 確かに、慰労給付金が生活の一部に使われてゐるという面はあるうかと思います。ただ、恩給等は所得あるいは生活の保障をするということで、当初から恩給の対象の人といふことで、そういう人たちがそういうことを初めてから期待をして兵隊さんになられるなり公務員になられたということだと思っております。しかし、旧日赤の救護看護婦あるいは旧陸海軍の看護婦の場合はそういう点が若干異なるのではないかということで、私は申し上げたわけでございます。

恐縮でございますが、いつまでも固定をしていいという考え方ではございませんので、社会・経済の変化といったものを見つさるに検討を続けさせていただきたいと考えております。

決議といふもののか、今長官が言われたようにこれを尊重する、そしてここに上積みをしなさいと書いてあるのです。五年前で、経済変動があつた場合においてはこれから検討します——それじゃ、既に五年前で、経済変動をどう思うのですか、物価はどれだけ上がり、ベースアップはどれだけか。ですからこれは見直しがされているのでしょ、経済変動があるからこそ、恩給の見直しをされているのじゃないですか。まさしくあなたの答弁ですと、経済変動がないような形で御答弁をされているわけです。経済変動があつて初めて恩給の見直しもされ、ベースアップがあつて初めて見直しをされている。ですからここに、去年、上積みをしなさいということを決議されているのじ

やないですか。この辺についてはつきりしていた

○中西国務大臣 お話をよくわかります。ただ、昨年予算編成する時期に、非常に困難な予算編成

あつたことも御了解いただけたと思うのです。そういった中で、この七つ全部について御期待に沿えなかつたことは甚だ遺憾でございますが、我々としては将来にわたつて御期待に沿えるよう一層の努力をいたしたいと思います。

○菊池(眞)政府委員 五十八年度に実際に慰労給付金を支給いたしました対象者の数と金額を申上げますと、対象者の数が二千二百六十六人、それから給付いたしました慰労給付金が二億九千四百六十五万八千円ということです。

○田中(慶)委員 長官、これが倍になつたて大した金額ぢやないでしょ。ですからこういう人を、皆さんの全会一致で附帯決議をされたものであるから、こういうことを含めて見直しをしいただきたいということを申し上げているわけです。長官もこれらについて今後ということをまずけれども、少なくとも臨調の考え方なりあるいはそれぞれの考え方になりますと——今この看護婦等の問題については、戦後処理問題懇談会という形の中で、長官の私的諮詢機関で検討されてきたと思うのです。しかし、これはもう六月末、先ほどの論議の中でも七月一日から改められるということであるならば、私は今の時点でその精神を生かす必要があろうと思うのですけれども、長い方がですか。

○中國國務大臣 現段階、今すぐどうということは言ひがたいのでござりますが、大きな方向としては、ぜひとも附帯決議を尊重する方向で参りました

れでおりましたけれども、この慰労金の問題等について戦後処理問題懇談会において検討されてきたと思うのです。ところが、現実問題としてその機関はなくなってしまう、あるいはまた今後その推移というものがどうなるか明確じやないような気がするのですけれども、長官、どうなんですか。

○糸河政府委員 今お話をございます旧日赤並びに旧陸海軍の従軍看護婦の件につきましては、戦後処理問題懇談会におきまして、その措置がとられるに至りました経緯とかその内容とかいうものを関係の方からヒアリングを行ってきた事実はございます。

ただ、もう先生御高承のとおりだと思いますが、戦後処理問題懇談会は、戦後処理に関する一切の措置は政府としては終了したものとしてきたわけでござりますけれども、特にシベリア抑留者、在外財産、それからわゆる恩給欠格者、この三つの問題をめぐらして各方面からなお大変強い御要望があるという事態を踏まえまして、そもそも戦後処理問題をどう考えるべきかという基本論を踏まえましてその三つの問題を中心に御検討いただいております。

この戦後処理問題を一体どの程度までとらえての懇談会で御議論いただくかということは、大変難しい話でございまして、とらえ方によりましては幅が大変広くなりまして、この懇談会であらゆる問題を御検討いただくというのは事実上不可能でもあろうかと思ひます。また、この懇談会の性格がそもそも戦後処理問題をどのように考へていただくかという基本論を中心御検討いただくということからいきまして、今お話をございましたような問題を含めまして、現在ござります既存の制度とか各種の措置等々に基づきますところの個別具体的な対応上の問題をここで取り上げていくがございまして、看護婦さんのお話も、今申しました三つの問題に関連してあるは戦後処理問題一般ということで御報告はいたしてございま

すけれども、この懇談会におきまして具体的に金額等をどうすべきかという御議論にはなつていなかつたと思いますので、その辺は御了承願います。

○田中(慶)委員 そうしますとこの問題について、今の給付金制度というものは将来とも保障されていくかどうか。年金制度というのは一つの法制の中でできているものですから保障されていると想うのですが、ところが給付金制度そのものが将来とも保障されるという法的根拠というのないのじやないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○菊池(眞)政府委員 確かに法的措置でこの懇談会に出しているわけではございませんで、いわゆる予算措置でございますが、私どもとしてはこの特別の措置がつくられた経緯等を考えまして、先生が御心配なさるよう、こういうことが切られるとかそういうことのないように今までも努力をしてまいりましたし、今後ともそういうことをついては全力を挙げて努力してまいりたいと考へております。

○田中(慶)委員 それじゃ長官にぜひお伺いいたします。この戦後処理問題を一体どの程度までとらえての懇談会で御議論いただくかということは、大変難しい話でございまして、とらえ方によりましては幅が大変広くなりまして、この懇談会であらゆる問題を御検討いただくというのは事実上不可能でもあろうかと思ひます。また、この懇談会の性格がそもそも戦後処理問題をどのように考へていただくかという基本論を中心御検討いただくことからいきまして、今お話をございましたような問題を含めまして、現在ござります既存の制度とか各種の措置等々に基づきますところの個別具体的な対応上の問題をここで取り上げていくがございまして、看護婦さんのお話も、今申しました三つの問題に関連してあるは戦後処理問題一般ということで御報告はいたしてございま

るな苦勞があつたのであります。その中でできたものとできなかつたものがあるという経過については御承知のとおりであります。

これからこれを法律にしたらどうかというお話を聞いていくかどうか。年金制度というのは一つの法制でこれを法制化していくべきだというふうにはすぐにはならない事情も御理解いただけるかと思います。予算で十分に措置できる問題でもございまし、他の項目とあわせ考え方をしていただきたいと思います。

○田中(慶)委員 長官、明らかにしておきたいことは、その予算措置の前提で、経済変動があれば恩給その他は見直しをされる、しかしこれは給付金だから見直しはされない。もう既に五年もたつているわけだ。こんなことを考えていきますと、法定化がいいか悪いかは別問題として、それに準ずるような形の中で将来とも保障をされていくよなことをぜひ検討していく必要があろうと思うし、それが附帯決議の上積みというこういうことにもなっているのだろう、私はこんなふうに理解しておるわけで、そういう点を含めてぜひ前向きに検討していただきたい。考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○中西国務大臣 重ねてのお話をございます。私もたくさんお話を抱えておりますが、それを比較考量しながらできるだけ多くの問題について満足をいただけるような努力をしていきました。やりませんけれども、そんな考え方にも心配をされる向きがあるわけですから、そういう点ではそうしますと当然それも将来、うがつた見方じやうこんな形で切りかえておくことによってこの人たちは保障できるのではないか、こんなふうに思ふのですけれども、この辺はいかがお考へでしょうか。

○中西国務大臣 先ほど来、附帯決議に関連していろいろお話をございました。私も少し触れましたが、五十九年度予算案をつくるときにはいろいろな形で年金問題といいますか恩給問題について陳情を受けているわけですけれども、その

一つに官民格差の問題があるわけです。

例えば、戦争に行かれてきてそのまま公務員になつてまいりますと、この人たちは年金に加算されますが、あるいはまた今後これが問題となることがありますよ。ところが、民間やらあるいはまた農業やら、現実問題として個人的に仕事を持たれた人というものはここに格差が出ている。これらの問題についてどういうふうに考えられているのか、あるいはまた今後これをどんな形で検討されていくのか、不公平ということについてどのように处置をされていくのか。これは厚生省ですか、考え方を聞かしていただきたいと思います。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のよな御要望がこれまで出されているということとは十分承知しているところでございますが、何分私どもが所管しております国民年金制度あるいは厚生年金制度は一般的な社会保険制度ということで、しかも保険料を拠出していただいた方に給付を行う社会保険システムをとっておるわけでございます。

御指摘のケースにつきましては、国民年金は昭和三十六年創設でございますから当然でございますが、何分私どもが所管しております国民年金制度あるいは厚生年金の保険料を納付されたという事実のなれば厚生年金の保険料を納付されたという事実の方々でございまして、御指摘のよなケースだけ特別な扱いをするということは、一般的な社会保険制度としての厚生年金、国民年金制度にはなじまないというふうにお答え申し上げざるを得ないわけでございます。

○田中(慶)委員 勘出があるから、勘出がないから、こういう問題じゃないと思うのです。ということは、この人たちもその加算されている部分についてはまさしく拠出がないと思うのです、はつきり申し上げて。その後年金に併算された時点では、通算ですから、そういう点でその後に拠出金が出ているものだというふうに私は思うのですけれども、その辺どうなんですか。私の考え方誤っていますか。

しては御指摘のケースは通算をされているわけでございますが、これは公務員の共済制度が恩給制度をそのまま引き継いでつくれられた、いわば恩給制度の後身たる制度であるということでございます。そういう意味では、厚生年金も昭和十七年に発足して、昭和二十九年に全面的に衣がえをいたしまして新厚生年金になつたわけでございますが、この現在の新しい厚生年金制度は二十九年前の旧制度を引き継いでいる、そういう意味では同じような扱いをしているわけでございます。その点は公務員の共済制度が恩給制度を引き継いだというのと同じような扱いをしているわけでございまして、事情の違いというものについて御理解をいただきたいと思います。

○田中(慶)委員 渡辺企画課長さん、今、官民格差を申し上げているのですよ。いいですね。公務員の共済年金は恩給制度をスライドされた形ですと継承されている、ですから加算ができたのだ。しかし片方は、国民年金なり厚生年金というものは後ほどの問題だからその分は加算できない。

要するに、この期間といふものは、同じような精神だったら、通算といいますか、加算をされてもいいのではないか、そういうところに不公平といふものが生じているのではないかということを今言っているので、その辺を明らかにしていただきたいということです。

○渡辺説明員 確かに現在、厚生年金、国民年金、それから共済制度、こういった各種の複数の制度にまたがつておられたという方々につきましての通算年金制度といふのはござります。ただこの場合も、それの制度にどれだけ加入をしていたかということと、その加入をしていた制度が加入をしていて年金を給付するという形でつないでいるわけでございます。

ですから、先生御指摘のケースについては、厚生年金に加入していかつた期間について厚生年金が給付をせよという御指摘であろうかと思うのですが、それは厚生年金制度の本来の一般的なサラリーマンを対象にした制度で、しかも厚

生年金に掛金を掛けたことのある方について年金給付をするという大原則に照らしまして非常に難しい問題ではないか。共済制度なりほかの制度が

それぞれに加入しておられた期間について年金給付を行なうというのが今の仕組みでございまして、先生おっしゃるようなケースについて、厚生年金がこれに給付を行うということは非常に難しいのではないかと思つておるわけでございます。

○田中(慶)委員 そうすると、今問題になつております共済年金あるいはまた国民年金、厚生年金、これが将来一本になつたときに大変大きな混乱を来すのではないか、私はそう思うのですけれども、その辺についてはどう思うのですか。では、今の時点から何らかの作業をしていて、これが一元化になつたときははどういうふうにするのですか。仮定で答えてもらおうというのになつたとしますね、そういうときにはこれにどう対応していくのですか。

○渡辺説明員 公的年金制度の一元化といふのは

政府として強く推進していかなければならぬ課題だと私も認識しております。

将来の最終的な一元化の姿はともかくといたしまして、私ども厚生省いたしましてこの国会に御提案申し上げております年金改正法と申しますのは、厚生年金、国民年金、船員保険を通じて基礎的な共通部分をつくる、これを中心とした改正案を御提出申し上げておるわけでございますけれども、これには引き続いて共済年金制度も御参考をいただきたい。去る二月二十四日には閣議決定でその方向が明らかにされているわけでございまして、この基礎年金につきましても、従来から日本の社会保障制度たる公的年金制度がとつてきていますが、この基礎年金につきましても、これまでおります社会保険方式といふものを維持していくわけでございまして、拠出に応じて給付を行なうというその原則は踏襲しているわけでございまして、最終的な姿はともかく、当面御提案申し上げております基礎年金制度に關しましては、あくま

でも社会保険方式でいく、こういう考え方でいるわけでございます。

○田中(慶)委員 今述べられているように、公的年金の考え方すなわち年金制度の一元化、あるいはまた年金の問題で見直し等々について閣議決定をされた、こうしたことありますし、それも承知しております。そういう中で、軍人恩給の受給者の九割を超える人たちがこの問題に関連があることになつてくると思うのですね。今受給されてゐる九割ぐらいの人たちがこの制度に関連されると思うのです。そういう点では、この恩給制度についてどのような形で一元化、あるいはまた年金制度の改正をされたときどんな形のバランスでどの問題を取り組んでいくのか。

○和田政府委員 わ尋ねの趣旨は公的年金制度の改正、一元化に際して恩給制度はどういう態度をとるか、どういう検討をするか、そういう御質問だと思います。

恩給制度は、公的年金制度とはその本質を異にするという大前提がござります。公的年金制度とは本来違うものでありますから、将来一元化される公的年金制度の中に取り込まれて一元化されてしまうというものはございません。しかし、年金制度として似ている部分もかなりあるというふとでございますから、今後、公的年金制度のいろいろな改革の推移を見ておりまして、もしそれと

のバランスをとつて検討しなければならないとい

う点が出来ましたら恩給制度としてそれを検討していく、そういう態度でございまして、現在のところ、具体的にそれではどういう点を検討するといふようなことはまだ白紙の状態でございます。

○田中(慶)委員 いずれにしても一元化を叫ばれておられる方々があるとということを勘案しまして、眞に特例的な扱いといたしまして、一定限度額までは併給をしよう、こういうことになつておられる方々があるとということを勘案しまして、眞に特例的な扱いといたしまして、一定限度額までは併給をしよう、こういうことになつておられます。五十九年度におきましては、五十八年度と同様に普通恩給の短期在職者の最低保障額との差、これは維持しようということでおられた制度でございます。とりわけ福祉年金は、恩給を含めてはかの公的年金をもらつておられる方々には併給をしないという性格づけを持つた給付でございます。

○渡辺説明員 國民年金制度の中に老齢福祉年金問題、国民年金の制度の中でも、老齢福祉年金とささらに今の問題との併用というものが、少なくともこの附帯決議の中でも、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限の撤廃、こういう問題が去るわけでございまして、拠出に応じて給付を行なうというその原則は踏襲しているわけでございまして、そういう点では、それらに対応できるようぜひしておく必要があろうと思ひますので、そういう点を含めて御検討しておいていただきたいと思います。

そこで、実は高齢者年金の問題といいますか年

金問題、国民年金の制度の中でも、老齢福祉年金と

さらに今の問題との併用というものが、少なくともこの附帯決議の中でも、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限の撤廃、こういう問題が去るわけでございまして、拠出に応じて給付を行なうというのが今の仕組みでございまして、先生おっしゃるようなケースについて、厚生年金がこれに給付を行うということは非常に難しいのではないかと思つておるわけでございます。

○田中(慶)委員 そうすると、今問題になつておるなかで、御答弁をいただきたいと思います。

障額が上がった結果、そのせつかく上がった金額が受け取れないことのないようという配慮から同額ずつ限度額を上げてきた、こういう経緯でございます。

○田中(慶)委員 いろいろな沿革があつてといふお話をありましたけれども、老齢福祉年金を受けている方というのは七十歳以上の高齢の方でいらっしゃる。そうすると、老後の生きがいとか老後の福祉とかいろいろなことをよく言われているのですけれども、やはりこういう制限をすることによつて私は逆に生きがいとかそういうものなくするような気がするわけですね。だから、そういう中で上積みとかあるいはまた制限の撤廃という問題も出てこよいかと思うのですけれども、撤廃をした場合予算的にはどのくらいかかるのですか。

○渡辺説明員 私の手元にございますデータでは

は、他の公的年金を受けていたために福祉年金の支給停止を受けているという方々についてのデータでございますが、総数で二十七万件、停止年額にいたしまして八百二十九億ということになつております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、やはり今の日本

の繁栄ということを考えてまいりますと、こう

いう今老齢福祉年金を受けられる方あるいはまた

今恩給を受けられている人たちが活躍をされた

から日本の今日があるとと思うのです。そういう

点で考えてみると、やはりこういろいろな形で制限されることについて問題があるような気が私はします。これは撤廃することが一番ベターかもわかりません。しかし、その答えというの

は必ず財政が厳しいからということが返ってくるだ

らうといふ方に私は思います。そうしますと、

いろいろな問題の中で、五十一万五千円というこ

の限度額は逆にもっと引き上げる必要がある、見直しをする必要があると私は思うのですけれども、見直しの考え方があるかどうか。

○渡辺説明員 「冒頭申し上げましたとおり、この

福祉年金の性格というのは、ほかの公的年金を受

けられない方のために設けられていることが第一

して先生御指摘の点がございますが、共済年金においておきましても、次第に支給開始年齢を高めていく六十歳にするということの措置はとられておるような現状でございまして、現在は先生のおつしやるような点がござります。なお、先生のただいまの御質問の御趣旨も体しまして慎重な検討を続けていきたい、かように思つております。

○田中(慶)委員 大変御協力いただきておりますので、あとわずかで終わらせていただきますが、例えば年金に達していない旧軍人軍属に支払われる一時恩給、一時金の問題でありますけれども、昭和二十八年にこの制度ができて、猶予期間も一部あつたようですがれども、その後これらについて、当時の金額で三年の場合においては一万五千百五十円というような形でそれぞれの年次でもつて御検討されておったようですがれども、諸般いろいろな関係の中で達してない人たちに対する何らかの処置をする考えがあるかどうか、その辺について御答弁をいただきたいと思うのです。

○和田政府委員 恩給制度といたしましては、恩給の最短恩給年限に達していない方々に對しまして、三年以上の引き続く実在職年がある方につきましては一時恩給、それから、引き続きませんでも三年以上の断続した在職年数がある方につきましてはこれで気持らをあらわしているというふうに思いますが、國の気持ちをあらわすということで差し上げた次第でございまして、恩給制度としてはこれで気持らをあらわしているといふことと、さらにつきましてはこれで気持らをあらわしているといふふうに思つておられます。

○田中(慶)委員 恩給といいますか年金の中で、恩給法ぐらい大変非人情的なものはない、こんなふうに思うのです。例えば一時金になるか恩給になるか、極端なことを言えども、業務命令で半日早く来て、上陸するときに日が変わつていると、片

方においては年金、片方においては一時金、こう

いう制度なんですね。アローアンスといいますか、そういうものがない。ぱっさぱっさと切られ

ているのですね。ですから私は、そういう点で一

か

か、そういうものがない。ぱっさぱっさと切られる一時金を支給された人たちの中に不満が出ているのだとと思うのです。例えば同じ軍隊において、命令でたまたま半日早く引き揚げてきてしまった、こういう形の中で、時間差の問題で片方は恩給、片方は一時金、こういう問題が出ていることは事実だと思います。何か納得いかないですよ。その辺、どう思

ますか。時間が遅つて片方は年金、片方は気持ちで一時金でありますか。時間が遅つて片方は年金、片方は気持ちで一時金でと思うのです。そういう点では、アローアンスの問題でやはり何らかの形で処理が必要じゃないか、こんなふうにも思つうわけですがれども、十二時間遅つて片方は年金、片方は気持ちで一時金でありますか。

○和田政府委員 まことに難しい御指摘でござりますが、恩給年金というものが一定の在職年に基づきまして支給されるという、恩給の一一番基本的な制度が恩給創設当初から厳としてござりますの

で、ある一定年数でどうしても切らなければならぬ。この切ることによりまして、その前と後で年金になるかならないかという差が出てきてします。これはやむを得ないことだと思います。

しかし、恩給年金に必要な最短年限、兵、下士官で言いますと、十二年といつてもつましましては、これが例えれば激戦地等でお過ごしの場合は一年を四年として計算する、したがいまして、極端な場合は三年激戦地におられまして、一年を四年としますので十二年の在職期間があるといふふうに見まして年金を差し上げているといふふうに思つておられます。

○田中(慶)委員 私が申し上げたのは、今まで沿革とかそういう形で努力されてきたわけです。はつきり申し上げて、あなたは今私の最後の質問に答えてないのです。私は、今はっきり申し上げて一点に絞つておるわけです。その加算を含めて、現実問題として例を申し上げておるでしよう。あなたと私が戦地で一緒にいて、一緒にずっと働いてきたわけです。たまたま激戦地であつても、いろいろなことを含めて帰つてくるのが半日おくれて、こっちに到着するのが一日違つて、それだけで違うわけです。ですから、そういうことを含めて、これから今後の対策、見直し、そういうふうに思つておるわけです。

○田中(慶)委員 いざれにしても、加算その他の問題でいろいろな御配慮をされてこういう年金の措置もとつておりますので、どうかその辺をお酌み取りいただきたいと思います。

○和田(慶)委員 いざれにしても、加算その他の問題が出てきたと思うのです。ただ、不公平だなと思うのは、同じ場所で同じ時間帯まで働いていて、終戦の中で引き揚げるときに、業務命令の中

けれども、よく勉強させていただきたいと思いま

す。

○田中(慶)委員 時間も参りましたので、いずれ局としてはこれらの問題について大変やりにくい問題だと思うけれども、私は考える必要のあることだと思うのです。そうでしょう。同じところで同じ目的で一生懸命全部働いてきたのですよ。私はそう、いうことを含めて何らかの形で見直しをするべきだと思うのですけれども、いや年金がそうなっている加算がこうなつていて、だから仕方がないんだ、これではしようがない。ですから、こういうことを含めて、責任あるこれから的是正と必要があろうと思うのです。もう一度答弁を願いたい。

○和田政府委員 恩給年額の改正につきましては、先ほど申し上げましたような恩給法二条ノ二の規定に基づきまして毎年やつております。その他個別改善等も今までいろいろ勉強してまいりました。なおいろいろな勉強をこれからも続けていきたいと思っております。

○田中(慶)委員 私が申し上げたのは、今まで沿革とかそういう形で努力されてきたわけです。はつきり申し上げて、あなたは今私の最後の質問に答えてないのです。私は、今はっきり申し上げて「二割」を「三割五分」に改める。

○和田(慶)委員 第六十五条第二項中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に改める。

○中西(慶)委員 第七十五条第二項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に改める。

別表第二号表中「三、九五五、〇〇〇円」を「四、〇六八、〇〇〇円」に、「三、二八六、〇〇〇円」を「三、二八五、〇〇〇円」に、「二、六九七、〇〇〇円」を「二、七八四、〇〇〇円」に、「二、一三〇、〇〇〇円」を「二、二〇〇、〇〇〇円」に、「一、七二〇、〇〇〇円」を「一、七七六、〇〇〇円」に、「一、三八六、〇〇〇円」を「一、四三五、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四、二〇七、〇〇〇円」を「四、三二七、〇〇〇円」に、「三、四九〇、〇〇〇円」を

「三、五九〇、〇〇〇円」を、「二、九九四、〇〇〇円」を、「三、〇八〇、〇〇〇円」に、「二、四六〇、〇〇〇円」を、「一、五三〇、〇〇〇円」に、「一、九七三、〇〇〇円」を、「一、〇一九、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、七八七、五〇〇円」を、「三、八六一、九〇〇円」を、「三、四九七、九〇〇円」を、「三、五六六、八〇〇円」に、「三、三五二、〇〇〇円」を、「三、四一八、一〇〇円」を、「三、二三六、二〇〇円」を、「三、三〇〇、一〇〇円」に、「三、二八〇、六〇〇円」を、「三、三一六、三〇〇円」に、「一、七四、四〇〇円」を、「二、一八一、一〇〇円」に、「一、九五九、七〇〇円」を、「一、九九九、三〇〇円」に、「一、五九九、八〇〇円」を、「一、六三二、六〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を、「一、五七〇、二〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」を、「一、四六七、六〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」を、「一、三八五、〇〇〇円」に、「一、一九四、〇〇〇円」を、「一、二一九、一〇〇円」に、「一、一五七、五〇〇円」を、「一、一八一、八〇〇円」に、「一、〇九一、四〇〇円」を、「一、一一四、三〇〇円」に、「九七二、二〇〇円」に、「一、四三七、九〇〇円」を、「一、四六七、六〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」を、「一、一九二、六〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」に、「一、三五六、八〇〇円」を、「一、三八五、〇〇〇円」に、「一、一九四、〇〇〇円」を、「一、二二四、〇〇〇円」を、「一、二七四、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、七八七、五〇〇円」を、「三、七八七、五〇〇円」に改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定期年額
大佐	五、六一九、二〇〇円
中将	四、九七九、七〇〇円
少将	三、九五四、五〇〇円
大佐	三、四一八、一〇〇円

「三、一七〇、四〇〇円」を、「一、一七五、四〇〇円」に、「一、五五四、二〇〇円」を、「一、一六一、七〇〇円」に改める。

「一、九〇〇円」を、「三、四九七、九〇〇円」に、「一、五六六、八〇〇円」に、「三、三五二、〇〇〇円」を、「三、四一八、一〇〇円」に、「三、二三六、二〇〇円」を、「三、三〇〇、一〇〇円」に、「一、一八一、八〇〇円」を、「三、二三六、三〇〇円」に、「一、七一五、四〇〇円」を、「一、九九九、三〇〇円」に、「一、八六一、六〇〇円」を、「一、八九八、四〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を、「一、五七〇、二〇〇円」に、「一、四三七、九〇〇円」を、「一、四六七、六〇〇円」に、「一、三五六、八〇〇円」を、「一、二七四、四〇〇円」を、「一、一九四、〇〇〇円」を、「一、二一九、一〇〇円」に、「一、一五七、五〇〇円」を、「一、一八一、八〇〇円」に、「一、〇九一、四〇〇円」を、「一、一一四、三〇〇円」に、「九七二、二〇〇円」に、「一、四三七、九〇〇円」を、「一、四六七、六〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」を、「一、一九二、六〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」に、「一、三五六、八〇〇円」を、「一、三八五、〇〇〇円」を、「一、一九四、〇〇〇円」を、「一、二二四、〇〇〇円」を、「一、二七四、〇〇〇円」に改める。

中佐

三、一七〇、四〇〇円
一、五五四、二〇〇円
一、一六一、七〇〇円

少佐

一、四六七、六〇〇円
一、五七〇、二〇〇円

大尉

一、三五二、五〇〇円
一、四三七、九〇〇円

中尉

一、七一五、四〇〇円
一、九九九、三〇〇円

少尉

一、一四、三〇〇円
一、一四、三〇〇円

准士官

一、三五二、五〇〇円
一、三五二、五〇〇円

曹長又は上等兵曹

一、一四、三〇〇円
一、一四、三〇〇円

軍曹又は一等兵曹

一、〇四三、五〇〇円
一、〇四三、五〇〇円

伍長又は二等兵曹

一、〇一六、七〇〇円
一、〇一六、七〇〇円

兵

九三一、八〇〇円
九三一、八〇〇円

備考

各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中

一、二六六、〇〇〇円
一、三〇八、〇〇〇円

附則別表第五中

一、一五三、〇〇〇円
一、一九二、〇〇〇円

附則別表第六

九三一、八〇〇円
九三一、八〇〇円

附則別表第六

九五四、〇〇〇円
九五四、〇〇〇円

附則別表第六

七四二、〇〇〇円
七六八、〇〇〇円

附則別表第六

六五四、〇〇〇円
六七八、〇〇〇円

附則別表第六

九六九、六〇〇円
九六九、六〇〇円

附則別表第六

九三一、八〇〇円
九三一、八〇〇円

附則別表第六

八八九、六〇〇円
八八九、六〇〇円

附則別表第六

三、八六一、九〇〇円
三、八六一、九〇〇円

附則別表第六

三、二七〇、四〇〇円
三、二七〇、四〇〇円

附則別表第六

二、五五四、二〇〇円
二、五五四、二〇〇円

附則別表第六

二、一六一、七〇〇円
二、一六一、七〇〇円

附則別表第六

一、七一五、四〇〇円
一、七一五、四〇〇円

附則別表第六

一、四六七、六〇〇円
一、四六七、六〇〇円

附則別表第六

一、三五二、五〇〇円
一、三五二、五〇〇円

附則別表第八(附則第十三條關係)

板 定 締 給 年 額	金 額
一、一六一、七〇〇円	二、六八一、二〇〇円
一、七一五、四〇〇円	二、一〇八、一〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、八九八、四〇〇円
一、三五一、五〇〇円	一、七一五、四〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一 部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「九十五万円」を「九十九万円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十九年三月分」に改め、同項の表中「七九〇、二〇〇円」を「八〇六、八〇〇円」に、「五九二、七〇〇円」を「六〇五、一〇〇円」に、「四七

四、一〇〇円」を「四八四、一〇〇円」に、「三九五、一〇〇円」を「四〇三、四〇〇円」に、「五三〇、〇〇〇円」を「五三三、五〇〇円」に、「三九

条第四項中「昭和五十七年四月三十日」を「昭和五十九年二月二十九日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三條第一項の表中「三〇〇・二・三〇〇円」を「三・〇九九・六〇〇円」に、「一・五〇四・九〇〇円」を「二・五八一・五〇〇円」に、「二・〇六二・三〇〇円」を「一・一二九・六〇〇円」に、

附則別表第七(附則第十三條關係)

仮 定 債 約	年 額	金 額
二、一六一、七〇〇円	二、三三六、三〇〇円	
一、七一五、四〇〇円	一、八五三、八〇〇円	
一、四六七、六〇〇円	一、六三一、六〇〇円	
一、三五三、五〇〇円	一、四六七、六〇〇円	

第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項の表中「三〇九〇円」を「三〇九九、六〇〇円」に、「二、五〇四、九〇〇円」を「二、五八一、五〇〇円」に、「二〇六一、三〇〇円」を「二、一二九、六〇〇円」に、

第一条 この法律は公布の日から施行する。ただし、第一条中恩給法第五十八条ノ四第一項の

改正規定及び附則第十五条第一項の規定は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百二十七万四千円」とあるのは「百二十五万円」と「九十九万円」とあるのは「九十七万五千円」とする。

(職權改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出した得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額を

附則表第一(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 債 給 年 額
八〇四、〇〇〇円	八二〇、九〇〇円
八三九、七〇〇円	八五七、三〇〇円
八七六、四〇〇円	八九四、八〇〇円
九一二、六〇〇円	九三一、八〇〇円
九四九、七〇〇円	九六九、六〇〇円
九七二、六〇〇円	九九三、〇〇〇円
九九五、八〇〇円	一〇一六、七〇〇円
一〇二三、〇〇〇円	一〇四三、五〇〇円
一〇五九、二〇〇円	一〇八一、四〇〇円
一〇九一、四〇〇円	一一一四、三〇〇円
一一二一、一〇〇円	一一四四、六〇〇円
一一五七、五〇〇円	一一八一、八〇〇円
一一九四、〇〇〇円	一二一九、一〇〇円

もつて改定後の恩給年額とする。
(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、その普通恩給の支給年額は、附則

第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定後の年額の普通恩給について改定前の恩給法第五十八条ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

2 昭和五十九年三月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

一、二三四、一〇〇円	一、二五九、九〇〇円
一、二七四、四〇〇円	一、三〇一、〇〇〇円
一、三三四、九〇〇円	一、三五一、五〇〇円
一、三五六、八〇〇円	一、三八五、〇〇〇円
一、三九七、九〇〇円	一、四二六、九〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、四六七、六〇〇円
一、五一七、四〇〇円	一、五四八、六〇〇円
一、五三八、六〇〇円	一、五七〇、二〇〇円
一、五九九、八〇〇円	一、六三二、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、七一五、四〇〇円
一、七七一、〇〇〇円	一、八〇七、〇〇〇円
一、八一六、九〇〇円	一、八五三、八〇〇円
一、八六〇、六〇〇円	一、八九八、四〇〇円
一、九二三、〇〇〇円	一、九六一、九〇〇円
一、九五九、七〇〇円	一、九九九、三〇〇円
二、〇六六、四〇〇円	二、一〇八、一〇〇円
二、一一九、〇〇〇円	二、一六一、七〇〇円
二、一七四、四〇〇円	二、二一八、一〇〇円
二、二八〇、六〇〇円	二、二三六、三〇〇円
二、三八七、八〇〇円	二、四三五、六〇〇円
二、四一五、六〇〇円	二、四六三、九〇〇円
二、五〇四、二〇〇円	二、五五四、二〇〇円
二、六二九、八〇〇円	二、六八二、二〇〇円
二、七五四、一〇〇円	二、八〇八、八〇〇円
二、八三一、一〇〇円	二、八八七、三〇〇円
二、九〇六、〇〇〇円	二、九六三、六〇〇円
三、〇五八、一〇〇円	三、一一八、七〇〇円

三、二一〇七、一〇〇円	三、一一七〇、四〇〇円
三、二三六、二〇〇円	三、三〇〇、一〇〇円
三、三五二、〇〇〇円	三、四一八、一〇〇円
三、四九七、九〇〇円	三、五六六、八〇〇円
三、六四三、二〇〇円	三、七一四、八〇〇円
三、七八七、五〇〇円	三、八六一、九〇〇円
三、八七八、四〇〇円	三、九五四、五〇〇円
三、九七五、五〇〇円	四、〇五三、四〇〇円
四、一六二、四〇〇円	四、二四三、九〇〇円
四、三五一、四〇〇円	四、四三六、五〇〇円
四、四四六、七〇〇円	四、五三三、六〇〇円
四、五三六、九〇〇円	四、六二五、五〇〇円
四、七一六、一〇〇円	四、八〇八、一〇〇円
四、七九六、一〇〇円	四、八八九、六〇〇円
四、八八四、五〇〇円	四、九七九、七〇〇円
五、〇四〇、九〇〇円	五、一三九、一〇〇円
五、一〇八、三〇〇円	五、三〇六、七〇〇円
五、二四〇、九〇〇円	五、三三九、三〇〇円
五、二七一、七〇〇円	五、三七〇、一〇〇円
五、三〇一、六〇〇円	五、四〇一、〇〇〇円
五、三七四、九〇〇円	五、四七三、三〇〇円
五、五二〇、八〇〇円	五、六一九、二〇〇円
五、六六六、九〇〇円	五、七六五、三〇〇円
五、七三九、二〇〇円	五、八三七、六〇〇円
五、八一三、二〇〇円	五、九一、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八〇四、〇〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇二一を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを

切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、八一三、二〇〇円を超える場合においては、その年額に九八、四〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二(附則第三条関係)

重 度 障 害 の 程 度	年	額
特 别 別 項 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 第 一 項 症	四、〇三八、〇〇〇円	四、〇三八、〇〇〇円
第 第 二 項 症	三、三五五、〇〇〇円	三、三五五、〇〇〇円
第 第 三 項 症	二、七五四、〇〇〇円	二、七五四、〇〇〇円
第 第 四 項 症	一、一七五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円
第 第 五 項 症	一、七五六、〇〇〇円	一、七五六、〇〇〇円
第 第 六 項 症	一、四一五、〇〇〇円	一、四一五、〇〇〇円

附則別表第三(附則第四条関係)

障 害 の 程 度	金	額
第一 款 症	四、二九五、〇〇〇円	四、二九五、〇〇〇円
第二 款 症	三、五六三、〇〇〇円	三、五六三、〇〇〇円
第三 款 症	三、〇五七、〇〇〇円	三、〇五七、〇〇〇円
第四 款 症	二、五一、〇〇〇円	二、五一、〇〇〇円
第五 款 症	一、〇一四、〇〇〇円	一、〇一四、〇〇〇円

附則別表第四(附則第六条関係)

障 害 の 程 度	年	額
第一 款 症	一、一七七、〇〇〇円	一、一七七、〇〇〇円
第二 款 症	九四四、〇〇〇円	九四四、〇〇〇円
第三 款 症	七五八、〇〇〇円	七五八、〇〇〇円
第四 款 症	六六八、〇〇〇円	六六八、〇〇〇円

附則別表第五(附則第七条関係)

重 度 障 害 又 は 障 害 の 程 度		年	類
特 别 别	項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を 加えた金額	
第 一 項 症		三、〇七五、六〇〇円	
第 二 項 症		二、五五七、五〇〇円	
第 三 項 症		二、一〇五、六〇〇円	
第 四 項 症		一、六六七、〇〇〇円	
第 五 項 症		一、三五二、四〇〇円	
第 六 項 症		一、〇九二、九〇〇円	
第 一 款 症		九九四、八〇〇円	
第 二 款 症		九〇六、九〇〇円	
第 三 款 症		七二八、五〇〇円	
第 四 款 症		五八八、六〇〇円	
第 五 款 症		五一六、〇〇〇円	

附則別表第六(附則第十二条関係)

仮 定 債 納 年 額	金	理 由
五、六一九、二〇〇円	五、九一一、六〇〇円	最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行ふとともに、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸給の引上げ等所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
四、九七九、七〇〇円	五、三三九、三〇〇円	
三、九五四、五〇〇円	四、四三六、五〇〇円	
三、四一八、一〇〇円	三、八六一、九〇〇円	
三、二七〇、四〇〇円	三、五六六、八〇〇円	
二、五五四、二〇〇円	二、八八七、三〇〇円	
二、一六一、七〇〇円	二、四三五、六〇〇円	
一、七一五、四〇〇円	一、八九八、四〇〇円	
一、四六七、六〇〇円	一、六三二、六〇〇円	
一、三五二、五〇〇円	一、四六七、六〇〇円	
一、一一四、三〇〇円	一、一二一九、一〇〇円	
一、〇四三、五〇〇円	一、一四四、六〇〇円	

附則別表第七(附則第十二条関係)

仮 定 債 納 年 額	金
二、一六一、七〇〇円	一、九九九、三〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、八五三、八〇〇円
一、三五二、五〇〇円	一、六三二、六〇〇円
一、一四四、六〇〇円	一、一四四、三〇〇円